

### 3. 固定資産税・都市計画税

#### (1) 概要

##### ①過去3年間の決算の状況

固定資産税・都市計画税の平成24年度から平成26年度までの納税額は次のとおりである。調定額が増加している一方で、収入未済額が微減しているため、固定資産税・都市計画税に係る収納率が上昇傾向にある。

(単位：千円、%)

平成24年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	21,601,363	21,237,066	-	372,568	98.3
滞納繰越分	1,370,591	308,181	52,397	1,010,194	22.5
固定資産税・都市計画税 合計	22,971,954	21,545,248	52,397	1,382,763	93.8

平成25年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	22,059,577	21,665,094	-	399,132	98.2
滞納繰越分	1,375,727	356,094	39,036	980,651	25.9
固定資産税・都市計画税 合計	23,435,305	22,021,188	39,036	1,379,783	94.0

平成26年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	22,497,206	22,165,917	-	335,590	98.5
滞納繰越分	1,374,127	343,979	32,406	997,807	25.0
固定資産税・都市計画税 合計	23,871,334	22,509,897	32,406	1,333,397	94.3

##### ②土地及び家屋の異動の把握

市では下記の方法により、新たな固定資産の把握、所有権の移転・分割・家屋の滅失等の把握を行っている。

##### (ア) 法務局の登記情報の入手

市では土地及び家屋に関し、法務局の登記内容の変更通知(以下「税務通知」という。)を入手し、それを調査し、課税対象やその異動を把握している。

また、法務局にて直接異動届と税務通知を突合することで、土地及び家屋の異動について法務局からの税務通知漏れがないようにしている。税務通知の課税台帳への入力結果は二人一組で確認し、一人が読み上げ、一人が入力内容をチェックすることで入力ミスを防止している。

#### (イ) 家屋特定調査業務の委託

市は以下の状況を解決するために市内を4分割し、平成21年度から平成24年度で業者委託による図上調査、平成22年度から平成25年度で資産税課直営による現地調査を実施している。

- ・ 現存するにも関わらず、未課税の状態となっている家屋(家屋)が存在する。
- ・ 不存在であるにも関わらず、課税され続けている家屋が存在する。
- ・ 課税されている家屋が、どの家屋であるかが容易に判別できない。

#### (i) 委託業務の概要

航空写真により作成された家屋外形図に対して、各種資料(家屋マスターデータや過去の課税資料など)を照合し特定を行う。

照合の結果、以下の状態別に分類した上で現地調査用の調査票を作成し、税務地図情報システム上の家屋外形図にその状況を表示させる。

- ・ 未照合の家屋
- ・ 課税対象外と想定される家屋
- ・ 非課税と想定される家屋
- ・ 確認不能
- ・ 滅失していると想定される家屋
- ・ 特定不能な家屋
- ・ 位置不明な家屋

#### (ii) 直営業務の概要

(i)の委託業務により受けた報告を基に再度机上での照合調査を実施している。

照合調査により、照合できなかった家屋について現地調査を行い、以下の分類分けを行う。

分類	内容
課税対象未照合家屋	課税対象であるが、課税資料が見当たらない家屋 (課税漏れの可能性がある家屋)
課税対象外家屋	課税対象ではない家屋で、主にカーポートや基礎のない家屋
課税対象外未照合家屋	敷地の奥にあり、目視が不能である家屋や、基礎の状況などが不明なため課税対象か否かの判断が付かない家屋
非課税家屋	人的若しくは用途により非課税となっている家屋や自治会館などの減免対象となっている家屋
その他家屋	滅失家屋や翌年度向け課税済み家屋など上記の区分に該当しない家屋

(iii) 特定調査の時系列

年度	実施業務	備考
平成 21 年度	委託業務	対象学区：小松、木戸、和邇、小野
平成 22 年度	委託業務	対象学区：葛川、伊香立、真野北、真野、堅田、仰木、仰木の里、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎
	直営業務 (一次調査)	平成 21 年度委託業務実施分
平成 23 年度	委託業務	対象学区：滋賀、山中比叡平、藤尾、逢坂、長等、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷
	直営業務 (一次調査)	平成 22 年度委託業務実施分（前年度以前分も含む）
平成 24 年度	委託業務	対象学区：大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東
	直営業務 (一次調査)	平成 23 年度委託業務実施分（前年度以前分も含む）
平成 25 年度	直営業務 (一次調査)	平成 24 年度委託業務実施分（前年度以前分も含む）
平成 26 年度	直営業務 (二次調査)	主に倉庫に類する家屋
平成 27 年度 (調査日現在)	直営業務 (二次調査)	堅田学区

#### (ウ) 建築計画概要書の閲覧

平成 26 年度まで、月に一回の頻度で市の建築指導課がファイル保存する建築計画概要書等を、時間外に閲覧コピーして建築予定家屋を把握している。

前年度からの未完成物件も含めたこの資料をもとに 6 月頃より、実際の建築の有無や完成度進捗状況を 1 物件につき数度にわたり確認し、翌年度からの課税対象となるか否かを 12 月末までに判断している。

なお、平成 27 年度より、建築計画概要書の閲覧コピーでは時間を要するため、建築確認データファイルを受領することで業務の効率化を図っている。

#### (エ) 土地及び家屋の異動把握の状況

法務局から表示登記情報を取得して、現地調査・課税を実施している。

毎週 1 回、資産税係職員 1 人が大津地方法務局に出向き所有権移転や土地、家屋の物件に係る表示異動の通知書を受領し、資産税係で仕分けの後、土地、家屋の物件に係る表示異動分は各係の学区担当者に手渡し、これらの一覧表は資産税係で保管している。

なお年間の所有権移転は約 7,200 件、表示異動は約 15,000 件になり、市はそのうち建築確認申請を出していないもので未登記家屋の新築、増築に係る表示登記情報をもとに現地調査を実施している。この中で課税対象として評価課税を行っているのは年間 40 から 50 件ほどになる。

### ③償却資産の未申告者等の把握

償却資産の未申告者等の把握については、以下の調査手法がとられている。

#### (ア) 保健所調査

保健所より、開業データを入手し、飲食店は全件、他の業種は業務内容に応じて申告依頼を行う。

#### (イ) eLTAX個人調査

個人事業主に対して、償却資産の新規取得を中心に調査、該当があれば申告依頼を行う。

#### (ウ) 税務署(県内外)資料閲覧調査

税務署の資料閲覧調査は申告書送付業務など繁忙期を除き6月から11月の間に実施される。税務署資料の調査は主に大津税務署にて行われるが、市に事業所があり納税地は大津税務署管外の場合には、管轄外の税務署にも税務署資料の調査を行っている。

税務署資料の調査選定数は個人と法人とそれぞれ異なる。個人は原則申告書の全件を閲覧し、その中から①申告の必要な可能性のある償却資産を保有しており、かつ②その取得価額が一定額以上である場合には当該決算書の表紙及び減価償却費の計算又は減価償却資産明細書を複写記録する。そして税務署において複写記録した資料をもとに記録した内容と、市の保有する償却資産の申告書の内容とを突合し、市へ申告がない者(未申告者)及び申告内容が一致しない者(不適正申告者)について、申告書(修正申告書)を送付する。

一方、法人は①既に償却資産の申告をしている法人、②償却資産の申告は無いが業種の性質上償却資産を保有している可能性がある法人、③新規開業法人の3つの視点から一月あたり平均して30件を選定の上、税務署にて決算書を閲覧し、その中から個人と同様の基準で当該決算書の表紙及び減価償却費の計算又は減価償却資産明細書を複写記録する。税務署において複写記録した資料をもとに記録した内容と市への償却資産の申告内容を突合し、市へ申告がない者(未申告者)及び申告内容が一致しない者(不適正申告者)について、申告書(修正申告書)を送付する。

#### (エ) 台帳調査

(ウ)の税務署資料調査等で、償却資産の明細が資産種類ごとにその取得価額等が記載されている場合など個別の償却資産の明細が明らかではない場合や、個別の明細があってもその記載内容に不明点がある場合に当該個人及び法人に直接償却資産の管理台帳を請求している。

#### (オ) 特例資産調査

特例資産を保有している可能性があるものに対する照会調査。

なお、特例資産とは地方税法349条の3に掲げられている電気事業者やガス事業者等が所有するその用に供する償却資産をいう。

上記(ア)から(オ)の調査における平成 26 年度の調査件数、調査結果、及び申告が必要な者に対して申告を依頼した件数は次のとおりである。

(i) 保健所調査 調査対象件数				
うち申告依頼数	個人	157 件	法人	52 件
	個人	157 件	法人	52 件
(ii) eTAX 個人調査 調査対象件数		1632 件		
うち申告依頼数		280 件		
うち修正依頼数		24 件		
(iii) 大津税務署個人調査 調査対象件数		360 件		
うち申告依頼数		124 件		
うち修正依頼数		2 件		
(iv) 大津税務署法人調査 調査対象件数		154 件		
うち申告依頼数		13 件		
うち修正依頼数		9 件		
うち台帳請求件数		13 件		
(v) 県内の税務署調査 調査対象件数				
うち申告依頼数	個人	19 件	法人	44 件
うち修正依頼数	個人	2 件	法人	5 件
うち台帳請求件数	個人	1 件	法人	0 件
	個人	0 件	法人	5 件
(vi) 県外税務署調査(郵便調査分を含む) 調査対象件数				
うち申告依頼数	個人	18 件	法人	59 件
うち修正依頼数	個人	3 件	法人	13 件
うち台帳請求件数	個人	0 件	法人	3 件
	個人	0 件	法人	2 件
(vii) 台帳調査 調査対象件数		5 件		
うち申告依頼数		2 件		
(viii) 特例資産調査			法人	4 件

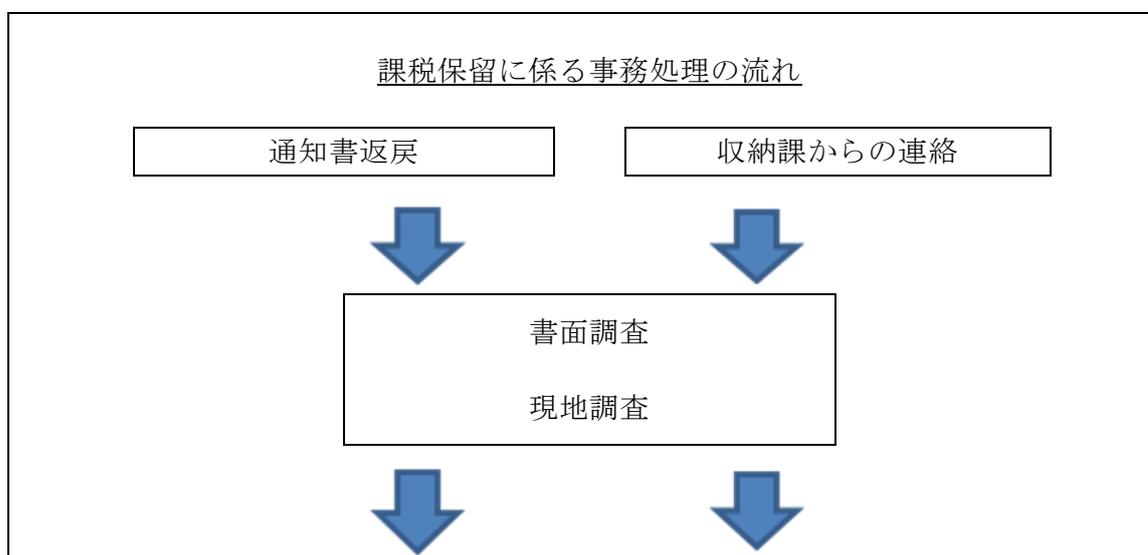
#### ④課税の保留

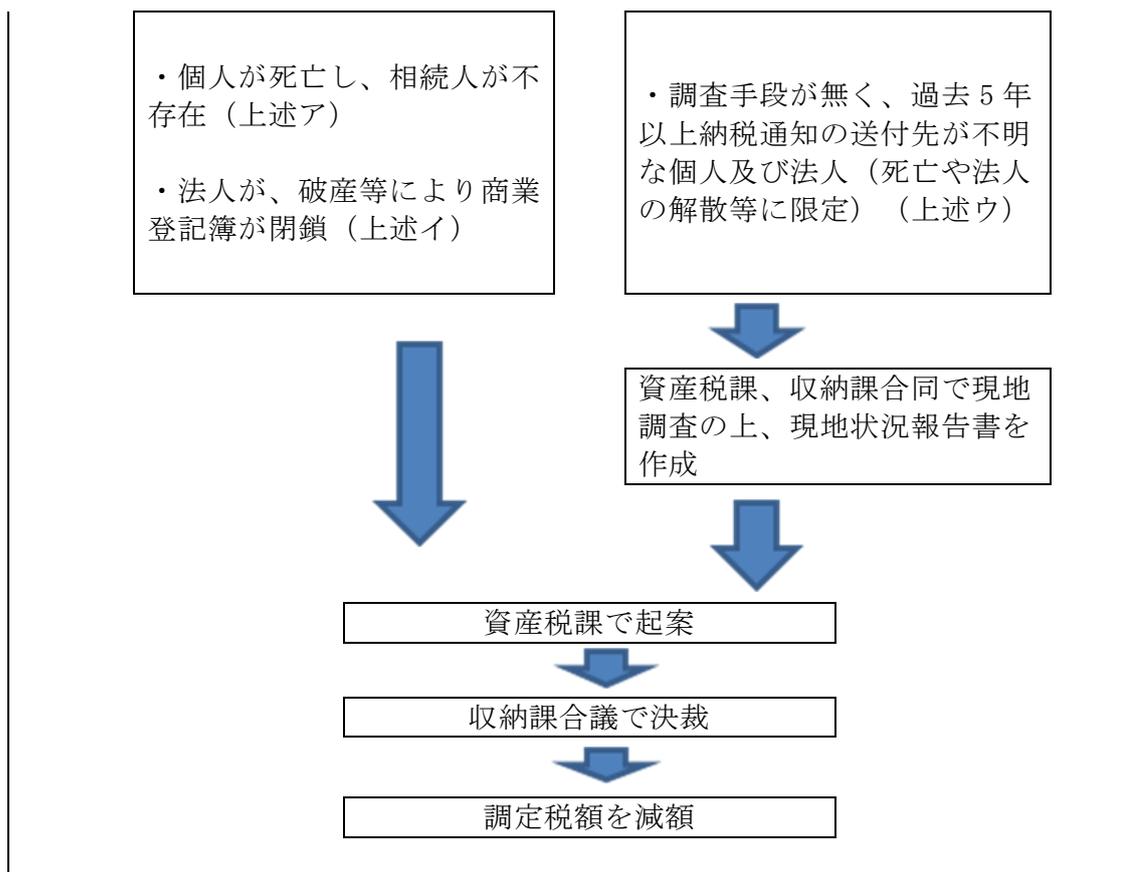
土地及び家屋などに係る固定資産税は、原則として登記簿を基礎として、課税客体及び納税義務者たる所有者を固定資産課税台帳に登録し、当該納税義務者に対して固定資産税を賦課する。

しかし固定資産税及び都市計画税の納税義務者が死亡し、相続人等が存在等の理由により、納税通知が有効に送達できず、固定資産税及び都市計画税の課税及び滞納処分を行うことができない場合に、例外として法的に定められたものではないが事務処理上の要請により課税を保留することがある。そして課税保留は、納税義務者が判明し納税通知が有効に送達できるようになるまでの間、当該調定税額を減額する。

課税保留の対象となるものとして、市の事務処理要領では以下のように定めている。

- (ア) 不動産登記簿又は補充課税台帳に固定資産の所有者として登記又は登録されている個人が、死亡し、相続人が不存在のもの（ただし、相続財産管理人が選定されていない場合に限る）
- (イ) 不動産登記簿又は補充課税台帳に固定資産の所有者として登記又は登録されているが、破産手続終了又は清算終了により、商業登記簿上閉鎖されている法人
- (ウ) 宛先が不明で、資産が長期間放置された状態等のため調査手段がなく、過去5年以上にわたって納税通知の送達先が明らかでない個人及び法人（ただし、死亡や法人の解散等で公示送達ができない理由がある場合に限る。）





## (2)実施した監査手続

### (土地及び家屋)

- ① 平成26年度の登記済通知書から任意に通知書を土地40件、家屋20件抽出し、固定資産台帳システム画面と照合し、登記済通知の内容が台帳システムに適切に入力されているか確認した。
- ② 平成26年度の固定資産税の非課税申告書から任意に土地15件、家屋10件を閲覧し、非課税処理の適法性を確認した。
- ③ 平成26年度の固定資産税の減免申請書から任意に土地20件、家屋5件を閲覧し、減免処理の妥当性を確認した。
- ④ 平成26年度時点で非課税となっている固定資産について、現地調査を実施した。
- ⑤ 平成26年度時点で減免となっている固定資産について、現地調査を実施した。

#### (償却資産)

- ① 償却資産申告書の確認業務の内容を聴取し、申告内容誤りに対する処理方法を確認した。
- ② 新規事業者の捕捉方法、結果等の内容をヒアリングし、処理の妥当性を確認した。
- ③ 償却資産の減免申請書を閲覧し、減免処理の妥当性を確認した。
- ④ 税務署資料による調査が、適切に実施されているかを確認した。

#### (共通)

- ① 平成 26 年度の固定資産税の不達簿から法人について全件、個人について 25 件を閲覧し、不達時の処理状況の妥当性を確認した。
- ② 平成 26 年度の固定資産税の課税が保留されている案件を決裁及び添付資料を通査し、保留処理の妥当性を確認した。
- ③ 平成 26 年度の固定資産税の更正決定されている一覧を通査し、任意に抽出した 10 件について更正決定処理の妥当性を確認した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### (土地及び家屋)

##### ① 登記の異動情報に基づく入力内容のチェック体制について

市は、法務局からの登記済通知に基づいて、固定資産台帳システムへの入力処理を行っている。

当該入力処理について、法務局と市とでシステムでの連携が行われているわけではなく、登記済通知に基づき手入力にて固定資産台帳システムへと入力しているため、その入力に漏れがある場合や、正確な入力となされていない可能性がある。

固定資産税台帳システムへの入力内容に漏れ、又は入力ミスがあった場合には課税に関する重要な問題となるため、当該入力処理業務に係るチェック体制を確認するとともに、平成 26 年度の登記済通知書から土地については 40 件、家屋については 20 件を無作為に抽出し、固定資産課税台帳システムと突合を行った。

その結果、抽出したサンプルについて漏れはなく、入力内容にもミスは確認できなかった。また、チェック体制については、異動通知書の内容をシステムに入力した後、入力結果を二人一組で確認し、一人が読み上げ、

一人が入力内容をチェックし、間違いがなければ通知書に確認印を押印するなど、複数の課員によるダブルチェックの体制が取られていた。

## ②非課税資産について

固定資産税の非課税制度は、地方税法が定めた非課税要件を充たした者が市に申告することで固定資産税を課税しない制度であることから、当該提出された申告書が申告に必要な書類を具備し、また、申告内容が非課税要件を充たしているかを確認していなければ、不法に固定資産税を減少させることになる。

そのため、平成 26 年度の固定資産税の非課税申告書から土地 15 件、家屋 10 件を無作為に抽出し、申告書の記載及び添付書類が適切か、非課税申告書が非課税の要件を充足しているかについて市の検討結果を確認した。

### (ア) 非課税対象資産の定期的な実態調査について（意見）

非課税には「所有者の性格により非課税とされるもの」と「その用途により非課税とされるもの」がある。一度申告され非課税対象となったものについて、市では毎年度申告させるのではなく、その後の用途変更等により非課税対象でなくなったときに届出書を提出させる運用としているが、以下の点から非課税対象資産の定期的な確認ルールの整備が求められると考えられる。

- ・ 用途変更等により非課税対象でなくなったときに届出書を提出させる運用という現状の運用では、用途の変更等があり、非課税対象でなくなった場合でも所有者等がその届出を失念していれば継続して非課税となってしまうリスクがある。
- ・ 総務省から各市町村に通知されている「地方税法の施行に関する取扱いについて」において、「非課税等特別措置の適用に当たっては、定期的に実地調査を行うこと等により利用状況を的確に把握し、適正な認定を行うこと。また、実地調査時点の現況等を記載した対象資産に関する諸資料の保管、整理等に努め、その的確な把握を行うとともに、利用状況の把握のため必要があると認められる場合には、条例により申告義務を課することが適当であること。（取扱通知第 3 章第 1 節 18）」との記載があるが、当該通知への対応ができていない。

定期的な確認ルールについては、現状の組織及び人員体制を勘案し効率的で効果的な体制整備とすべきであるが、以下の点について検討を要するものと考えられる。

- ・ 所有者からの報告は、用途変更時のみでなく、毎年度用途変更の有無に

ついて報告させる。

- ・ そのうえで、非課税資産の実態調査を3年から5年で網羅的に行うよう、実施調査計画を立案し、確実に運用する。

#### (イ) 非課税対象資産の網羅性を具備したリストの作成について（結果）

非課税対象資産について、非課税リスト等で網羅的に把握することができない状態であることが、監査手続時に確認された。

具体的には、固定資産課税台帳は課税標準たる固定資産を記載した台帳であることから、例えば家屋の場合、建築段階でその用途が非課税の要件を備えていれば固定資産課税台帳には登録されていなかった時期があり（現在は登録されている）、当該台帳から非課税のデータを網羅的に抽出することができない。また、台帳に登録されたうえで非課税であることが分かるデータ上のフラグを付していても、その非課税の認定がいつなされたかの情報がないため、過去の認定を振り返る際に申告書との照合が古いものほど難しくなっている。

非課税は一步間違えれば課税の公平性を著しく害することになるため、その取扱いは慎重に行うべきであり、非課税対象資産の認定時点、認定理由などの詳細な把握及び上述の定期的な実態調査のためにも、網羅性が確保された非課税リストが必要である。

### ③固定資産税の減免について

固定資産税の減免は、減免要件を充たした者が市に申請することで固定資産税を減額ないし免除する制度であることから、当該提出された申請書が申請に必要な書類を具備し、また、申請内容が減免要件を充たしているかを確認していなければ、不当に固定資産税を減少させることになる。

そのため、平成26年度の固定資産税の減免申請書から無作為に土地20件、家屋5件を抽出し、減免の要件を充足しているかどうかの市の検討結果を確認した。

#### (ア) 減免要件消滅時の減免取消について（意見）

減免には、災害などにより固定資産に損失を受けたときなど一時的に減免を適用する場合と、公共の用に供する場合や登録有形文化財など、用途がそもそも減免の要件を満たすもので用途変更がない限り継続して減免を適用している場合とがある。

継続して減免する案件については、本来年度毎に要件を充足していることを確認し、課税漏れが発生していないことを担保する体制が必要である。

しかし継続して減免する案件について、定期的な現地調査等により減免要件に変更がないかを確認する体制にはなっていない。このため、状況の変化により減免の要件に変更があった場合でも、本人からの申請若しくは関係各課からの連絡がなければ継続して減免が適用され、結果的に課税漏れが発生するリスクがある。

なお、関係各課からの連絡についても、規定又はマニュアルとして公式に整備されているものではないことから、要件変更情報が網羅的に入手できる体制とはなっていない。また、年度の途中で、翌年から減免要件が解消する可能性を把握した場合などの情報は台帳システムにメモとして入力するが、システム上アラートが出る仕様にはなっておらず、メモが活かされず減免が継続するリスクがあることが、担当部署へのヒアリングで判明した。

減免要件の変更を網羅的に把握し、課税漏れを防止するために上記の発生し得るリスクに対応し、以下のようなチェック体制について検討すべきである。ただし、現状の組織、人員体制及び限られた予算を勘案し効率的で効果的な体制整備とすべきである。

- ・ 関係部署からの連絡体制を規定化ないしマニュアル化し、定期的な情報提供を求める。
- ・ 減免要件の変更に係る情報を入手し、システムに登録した場合に、システム上アラートが出るよう仕様を変更する。又は、当該情報を一元管理するフォーマットを別で設け、適時に確認するルールを設け運用する。
- ・ 定期的な視察をルール化し、申請漏れを発見する体制を構築する。又は、要件変更の有無について年度毎等定期的に、文書で確認するルールを設け運用する。

#### (イ) 減免リストの作成について（結果）

監査手続を実施するうえで、市に所在する減免対象資産について情報を整理するために、担当部署に対して、対象資産の一覧表を求めたところ、市は平成6年度以前の減免に関する情報が不十分であるため、対象資産を網羅的に把握することができておらず、一覧表として提出することができないという回答であった。

減免対象資産は、減免要件を継続的に満たしていない限り課税対象となることから、(ア)で記載のとおり、原則として毎年要件を充足するか、検討、調査を要する。この際、検討調査対象となる資産が網羅的に把握さ

れていない限り、十分な調査検討は不可能であり、結果的に課税漏れ、調査漏れが生じるリスクが高くなる。

減免対象資産の把握、また、後述の定期的な現地調査を効率的に進めるためにも、網羅性が確保された減免対象資産のリストを作成、管理する必要がある。

#### (ウ) 市税規則第 49 条第 1 項第 22 号「特に必要と認める固定資産」の減免について（意見）

22 号の特に必要と認める固定資産の減免は、資産税課では、地方税法上の非課税規定に準じかつ公益性が高いと認められるものに対して限定的に適用している。この場合の決裁は他の号と同様に資産税課課長までとなっている。

当該 22 号の規程は、具体的に適用要件が定められた 21 号までと異なり、具体的な要件を明示的に定めていないことから、適用方法によっては、法の趣旨を逸脱した減免が行われるリスクが高いと考えられる。このため、22 号を適用する場合には、「特に必要と認める場合」を具体的に記載したうえで、他の号よりも高次の決裁を求めることで、法の趣旨を逸脱した減免が行われるリスクを低減させる必要がある。

### ④家屋特定調査について

#### (ア) 未評価家屋について（意見）

家屋特定調査は、市内における全家屋を対象とした調査であり、平成 21 年度から着手して 10 年計画として進めているものである。

平成 21 年度から平成 24 年度の 4 年間で市域を 4 ブロックに分けて、家屋課税台帳、家屋調査票、税務地図情報、航空写真、住宅地図による机上照合調査を外部業者に委託し、市はその照合結果を基に、平成 22 年度から平成 25 年度を一次調査として外観調査を実施し、調査の結果、家屋の状態を下表の分類に分けた上で明らかに課税の必要があるものや費用対効果のより大きい家屋に対して現地調査を実施して課税処理を行っている。

分類	内容
課税対象未照合家屋	課税対象であるが、課税資料が見当たらない家屋（課税漏れの可能性がある家屋）
課税対象外家屋	課税対象ではない家屋（カーポートや基礎のない家屋）

課税対象外未照合家屋	敷地の奥にあり目視が不能である家屋や基礎の状況などが不明なため課税対象か否かの判断がつかない家屋
非課税家屋	人的若しくは用途により非課税となっている家屋や自治会館などの減免対象となっている家屋
その他家屋	滅失家屋や翌年度向け課税済み家屋など上記の区分に該当しない家屋

しかし、外観調査のみで現地調査を実施していない家屋に対して、平成 26 年度以降の二次調査としては、平成 26 年度は主に倉庫等を、平成 27 年度は堅田学区を現地調査しているが、それ以降の調査に対して未評価家屋に係る明確な方針が立っていない。また、こういった現地調査自体も通常の資産税課の業務の傍らに実施することになるため、業務を全うするには時間的にも人員的にも不足があり、効果の薄い家屋の現地調査については後回しとなる傾向にある。このことから課税の公平性の観点からは著しく不公平を招く結果となっていると言えるため、当該不公平を是正するための措置として、例えば時間を掛けて現地調査をしたとしても増える税額が少ない物件に対しては、未評価物件について市への報告を促す文書を投函するなどの処理を行うなど何らかの対策を講ずるべきである。

平成 21 年度から平成 24 年度までの委託業務での照合件数及び平成 22 年度から平成 25 年度までの市の調査結果は次のとおりである。

なお、委託業務の(i)未照合家屋、(ii)課税対象外家屋、(iii)非課税家屋、(iv)確認不能家屋、(v)滅失済家屋について翌年度の市の調査対象としている。

また、同じく委託業務の課税マスタ棟数と特定棟数との差異は(v)滅失済家屋、(vi)特定不能家屋、(vii)位置不明家屋である。

年度	委託業務	直営調査
平成 21 年度	(対象学区)	
	小松、木戸、和邇、小野	
	課税マスタ棟数	15,606 棟
	特定棟数	13,691 棟
	(分類別棟数)	
	(i)未照合家屋	7,005 棟
	(ii)課税対象外家屋	2,461 棟
	(iii)非課税家屋	499 棟
	(iv)確認不能家屋	692 棟

年度	委託業務	直営調査
	(v) 減失済家屋 87 棟	
	(vi) 特定不能家屋 1,722 棟	
	(vii) 位置不明家屋 32 棟	
平成 22 年度	(対象学区)	(調査対象総数) 10,744 棟
	葛川、伊香立、真野北、真野、 堅田、仰木、仰木の里、雄琴、 日吉台、坂本、下阪本、唐崎	(i) 課税対象未照合家屋 3,048 棟
		(ii) 課税対象照合家屋 189 棟
		(iii) 課税対象外家屋 6,386 棟
		(iv) 課税対象外未照合家屋 1,015 棟
	課税マスタ棟数 41,347 棟	(v) 非課税家屋 0 棟
	特定棟数 37,527 棟	(vi) その他家屋 106 棟
	(分類別棟数)	
	(i) 未照合家屋 12,432 棟	
	(ii) 課税対象外家屋 7,459 棟	
	(iii) 非課税家屋 396 棟	
	(iv) 確認不能家屋 706 棟	
	(v) 減失済家屋 231 棟	
	(vi) 特定不能家屋 2,493 棟	
	(vii) 位置不明家屋 1,096 棟	
	平成 23 年度	(対象学区)
滋賀、山中比叡平、藤尾、逢坂、 長等、中央、平野、膳所、 富士見、晴嵐、石山、南郷		(i) 課税対象未照合家屋 1,221 棟
		(ii) 課税対象照合家屋 991 棟
		(iii) 課税対象外家屋 12,582 棟
		(iv) 課税対象外未照合家屋 2,749 棟
課税マスタ棟数 50,586 棟		(v) 非課税家屋 3,060 棟
特定棟数 45,693 棟		(vi) その他家屋 632 棟
(分類別棟数)		
(i) 未照合家屋 9,367 棟		
(ii) 課税対象外家屋 8,019 棟		
(iii) 非課税家屋 2,032 棟		
(iv) 確認不能家屋 244 棟		
(v) 減失済家屋 80 棟		
(vi) 特定不能家屋 3,616 棟		

年度	委託業務	直営調査
	(vii)位置不明家屋 1,197 棟 (対象学区)	(調査対象総数) 19,740 棟
平成 24 年度	大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東	(i)課税対象未照合家屋 1,513 棟
		(ii)課税対象照合家屋 857 棟
		(iii)課税対象外家屋 9,970 棟
		(iv)課税対象外未照合家屋 3,951 棟
	課税マスタ棟数 35,927 棟	(v)非課税家屋 3,339 棟
	特定棟数 34,625 棟	(vi)その他家屋 110 棟
	(分類別棟数)	
	(i)未照合家屋 6,382 棟	
	(ii)課税対象外家屋 20,540 棟	
	(iii)非課税家屋 969 棟	
	(iv)確認不能家屋 330 棟	
	(v)滅失済家屋 405 棟	
	(vi)特定不能家屋 711 棟	
	(vii)位置不明家屋 180 棟	
平成 25 年度		(調査対象総数) 28,619 棟
		(i)課税対象未照合家屋 1,235 棟
		(ii)課税対象照合家屋 300 棟
		(iii)課税対象外家屋 19,950 棟
		(iv)課税対象外未照合家屋 4,551 棟
		(v)非課税家屋 2,046 棟
		(vi)その他家屋 537 棟

(イ) 現況調査について (意見)

土地及び家屋について、次の非課税対象資産及び減免対象資産について、現況調査を実施した。

区分	調査対象者	申告理由
非課税対象資産	A	宗教法人・境内地
	B	宗教法人・境内地
	C	宗教法人・境内地
	D	宗教法人・境内地

区分	調査対象者	申告理由
	E	宗教法人・境内地
	F	宗教法人・境内地
	G	学校法人等・学校用地
	H	宗教法人・境内地
	I	学校法人等・学校用地
	J	宗教法人・境内地
	K	学校法人等・学校用地
	L	宗教法人・境内地
	M	宗教法人・境内地
	N	宗教法人・境内地
	O	用悪水路
減免対象資産	P	消防団
	Q	消防団
	R	消防団
	S	公共の集会所
	T	公共の集会所
	U	公共の集会所
	V	公共の集会所

現況調査の調査内容としては、非課税対象資産及び減免対象資産のそれぞれについて、現地に赴き非課税ないし減免の事由となった用途等に使用されているか否かを対象の固定資産の外観を見ることにより実施した。

結果としては、上表のうち2件を除き外観上は事由に則った用途等に使用されていることが推測された。

しかし、2件のうち1件については宗教法人の事務所として使用されており、外観上は2階建ての民家で宗教法人の看板もなく外観だけでは判別できなかった。

もう1件については宗教法人の施設内にデイケアセンターが併設されており、固定資産のうちデイケアセンター以外の部分について面積割にて固定資産税が非課税となっているもので、外観だけではデイケアセンター部分が申告当時の割合で行われているか否かが判別できなかった。

市は、非課税申告及び減免申請時には実際に職員が現地に赴いて施設内に立ち入り、その非課税ないし減免事由に則った用途等に使用されているか否かを判断しているが、一旦申告又は申請が認められるとその後の立入を含めた実態調査が行われるようになっていない。

したがって、前述にもあったように定期的な調査を実施する上で、現地調査を外観調査で終わらせることなく、抜き打ちでの立入調査を行うべきである。

## (償却資産)

### ①課税の網羅性について

固定資産税は調査資料等に基づき課税庁が税額を決定する賦課課税方式であるが、償却資産は土地及び家屋と異なり登記簿等の公的な資料が存在しないため、納税義務者に申告義務が課されている。そのため市は申告の必要があるにも関わらず未申告である法人や個人を捕捉する体制を構築する義務がある。

未申告者の捕捉の方法について市に対してヒアリングを実施した結果は、「固定資産税の概要 ③償却資産の未申告者等の把握」に記載しており、未申告者を捕捉する体制が構築されていることを確認している。そして実際にその構築された体制が適切に運用されているかどうかについて次のような手続を実施した。

償却資産の平成 26 年度の調査総数は 2,504 件であり、そのうち県内外の税務署に対して実施している調査数は 2,286 件であることから 9 割が県内外の税務署に対する調査となっている。そのため税務署資料閲覧調査を対象に、市が直近の税務署資料調査時に入手した申告書の写しのうち無作為に抽出した個人 10 件、法人 5 件についてその対応及び顛末を確認したところ次のような結果であった。

調査対象者	税務署資料調査後の対応と結果
個人 A	税務署資料と償却資産税課税台帳との内容が一致していたため、調査を終了している。
個人 B	税務署資料と償却資産税課税台帳との内容が一致していたため、調査を終了している。
個人 C	家屋として課税されていたため、調査を終了している。
個人 D	税務署資料と償却資産税課税台帳との内容が一致していたため、調査を終了している。
個人 E	税務署資料と償却資産税課税台帳との内容が一致していたため、調査を終了している。
個人 F	税務署資料上は固定資産の種類が記載されていなかったが、固定資産名として車両の名称が付されていたため、償却資産ではないと判断し、調査を終了している。
個人 G	税務署資料から計算した結果、免税点を下回っていたため、調査を終了している。

調査対象者	税務署資料調査後の対応と結果
個人 H	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、申告書を送付したところ、本人から当該償却資産はリース資産である旨の電話があり、調査を終了している。
個人 I	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、申告書を送付したところ、本人が来庁の上申告が行われている。
個人 J	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、申告書を送付したところ、税理士から連絡があり、その後申告が行われている。
法人 K	税務署資料上、器具備品に償却資産税課税台帳と差異があったものの、既に償却が終わっているため、それ以上の調査を終了している。
法人 L	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、法人に対し申告書を送付したところ、その後申告が行われている。
法人 M	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、法人に対し申告書を送付したところ、その後申告が行われている。
法人 N	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、法人に対し申告書を送付したところ、その後申告が行われている。
法人 O	税務署資料上は未申告の償却資産が計上されていたため、法人に対し申告書を送付したところ、その後申告が行われている。

15 件のうち 9 件については税務署資料と市への申告内容が一致していたが、6 件については申告に繋がっていることから、市の未申告者の捕捉に対する体制は実効性のあるものだと確認できた。

#### (共通)

##### ①納税通知等の不達時の対応について

納税通知の不達とは、納税通知書を発送した後「転居先不明」、「あて所尋ねあたりません」、「転送期間経過のためお返しします」などの理由で郵便が返戻されて来ることをいう。

固定資産税を納税者から徴収しようとするときは、納税者に対して、文書により納付又は納入の告知をしなければならず、郵送した納税通知が返戻された場合には、適切な不達処理を行う。

ここで不達処理として市は、次の手続を行っている。

- ・住所等の変更の有無、他の送付先への設定・変更の有無を確認する。
- ・前年度の不達の記録を確認する。
- ・納税者が法人の場合は、商業登記を調査する。
- ・納税者が個人の場合は、住民票を確認する。

- ・他の市税のデータを確認する。
- ・他都市に電話照会ないし文書照会を行う。
- ・住所地の現地調査を行う。
- ・その他収納課など関連する部課から情報の提供を受ける。

また、それでも納税通知書の送付先を特定できない場合には、公示送達により通知することができる。公示送達は納税通知書などの送付先が分からない場合に、市役所の掲示場に納税通知書を掲示することで、納税通知書を納税者に送達したことと同じ効力を与えるものであるが、必要な調査を行わずに公示送達を行った場合には、当該送達の効力は生じない。そのため不達処理を適切に行っていない場合には、納税者は著しい不利益を被ることになる。

市は納税通知等の不達案件について不達簿で管理しているため、平成 26 年度の不達簿に記載のある法人及び個人を対象に調査を行った。

法人については全件、個人については 25 件を無作為に抽出し、不達簿での処理状況を閲覧したところ、処理が適切に行われているとの心証を得た。

## ②課税保留について

課税保留は、法で定められた処理ではなく、事務処理上の要請に基づいて調定税額を減額する処理であることから、保留に至る過程や継続的なモニタリングが不当になされた場合には課税の公平を著しく害することとなるため、その決裁及び案件の管理を継続的に行うことに対する重要性は高い。

そのため、平成 26 年度に課税保留を行った以下の案件について、その処理過程を調査した。

対象者	理由	平成 26 年度分の税額(円)	死亡日
A	住民基本台帳該当なし、本籍地不明。	8,500	平成 7 年 7 月 30 日
B	外国人、相続人の特定ができない。	11,100	平成 3 年 10 月 10 日
C	外国人、相続人の特定ができない。	23,900	平成 17 年 12 月 30 日
D	住民基本台帳該当なし、本籍地不明。	104,000	昭和 36 年 9 月 30 日
E	住民基本台帳該当なし、本籍地不明。	29,200	昭和 42 年 5 月 30 日

対象者	理由	平成 26 年度分の税額(円)	死亡日
F	住民基本台帳該当なし、 本籍地不明。	16,200	昭和 45 年 2 月 14 日
G	住民基本台帳該当なし、 本籍地不明。	45,600	昭和 24 年 3 月 7 日
H	外国人、相続人の特定が できない。	13,800	平成 13 年 8 月 24 日
I	住民基本台帳該当なし、 本籍地不明。	44,000	昭和 31 年 7 月 2 日
J	住民基本台帳該当なし、 本籍地不明。	19,700	昭和 35 年 6 月 8 日
K	住民基本台帳該当なし、 本籍地不明。	17,400	平成 14 年 5 月 22 日

課税保留に係る事務処理要領に従って、適切な調査がなされているか、必要な書類が添付されているか、適切に決裁されているかなどの視点で監査を行ったところ、不適切な事例は発見されなかった。

### ③更正決定について

更正及び決定の処理は、既に通知している税額を修正し、又は新たに賦課する行為であり、市が納税義務者に賦課する形をとる固定資産税、とりわけ申告義務のない土地家屋においては、市の過失に基づく更正及び決定が行われることは望ましいことではなく、市は誤りが起こらない体制を整備する義務がある。

そこで、そのような誤りが起こっているかどうか、平成 26 年度に行われた更正及び決定の一覧を通査し、その中から更正及び決定が市の過失に基づいている可能性があるものを 10 件抽出した上で、更正及び決定の評価調書を開覧した。

その結果、市の誤りに基づく更正及び決定について以下の 3 件があった。

種類	対象者	更正事由	閲覧書類	更正決定に至った経緯
家屋	A	不存在家屋の課税誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>起案書</li> <li>固定資産税台帳</li> </ul>	当初から、存在しない建物に課税していた。本人からの連絡により、現地調査。遡って還付している。
	B	課税漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理報告書</li> <li>固定資産税台帳</li> </ul>	保有している車庫について課税されていない旨の申し出が本人からあった。
土地	C	減額更正	<ul style="list-style-type: none"> <li>起案書</li> <li>固定資産税台帳</li> </ul>	現況調査を行った家屋係から、土地係への住区連絡が一部漏れていた。

当該事由の発生原因としては、次のとおりである。

対象者	発生原因
A	平成 10 年度の固定資産の評価時に、本人に対して評価内容の確認を行わなかった。
B	平成 7 年度の固定資産の評価時に、本人に対して評価内容の確認を行わなかった。
C	平成 26 年度の現地確認時、家屋が建っていたなどのリストから、当該住宅の情報が漏れていた。

現在、市はこれらの誤りが起きないような体制を整備している。

具体的には A 及び B の場合、家屋評価時に評価結果を家屋の所有者にその場で確認してもらい、評価の誤りや漏れを防止している。

また、C については、家屋係が家屋の現況調査を行った際に、情報の共有方法をそれまで紙ベースであったものをデータベースで行うようにし、情報共有の漏れを防止している。

## 4. 事業所税

### (1) 概要

#### ①過去3年間の決算の状況

事業所税の平成24年度から平成26年度までの納税額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

平成24年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	1,475,904	1,471,901	-	4,320	99.73
滞納繰越	9,206	7,648	-	1,558	83.08
事業所税 合計	1,485,111	1,479,550	-	5,878	99.63

※ 決算額には収入済額中過誤納金未還付金317千円を含む。

平成25年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	1,417,819	1,412,462	-	5,357	99.62
滞納繰越分	5,878	4,003	-	1,875	68.10
事業所税 合計	1,423,698	1,416,466	-	7,232	99.49

平成26年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	1,556,540	1,513,976	-	42,563	97.3%
滞納繰越分	7,232	5,674	-	1,558	78.5%
事業所税 合計	1,563,772	1,519,650	-	44,122	97.2%

また、上記現年課税（現年度）の調定額について、資産割及び従業者割の内訳は以下のとおりである。

(単位：㎡、件、千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
資産割	床面積	2,047,286	1,978,957	2,210,743
	件数	400	401	396
	金額	1,228,356	1,187,360	1,326,431
従業者割	給与総額	99,021,117	92,185,246	92,045,219
	件数	71	77	75
	金額	247,548	230,459	230,109
合計	実件数	404	407	402
	金額	1,475,904	1,417,819	1,556,540

#### ②減免実績

第3. 監査対象の概要、3. 事業所税（6）非課税・特例・減免施設に記載のとおり、地方税法に非課税対象施設、特例対象施設が規定されてお

り、また、同法第 701 条の 57 において、「指定都市等の長は、天災その他特別の事情がある場合において、事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該指定都市等の条例の定めるところにより、事業所税を減免することができる」とされている。

市では、「事業所税の減免について」（旧自治省税務局長通知、旧自治省市町村税課長内かん）を踏まえ、市税条例第 159 条の 13 第 1 項において、「天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に対し事業所税を減免する」とし、市税規則第 77 条第 1 項各号において、具体的な対象施設、要件等を規定している。

過去 3 年間の事業所税減免実績は以下のとおりである。

(ア) 資産割減免

(単位：件、㎡、千円)

平成 24 年度	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	15 号	17 号	20 号	合計
件数	3	1	3	7	4	4	1	1	24
対象床面積	6,335	578	2,079	17,609	4,355	1,513	484	170	33,128
減免税額	1,900	16	623	10,565	2,613	453	217	51	16,442

平成 25 年度	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	15 号	17 号	20 号	合計
件数	3	1	4	8	4	4	1	2	27
対象床面積	6,335	587	2,091	18,094	4,334	1,004	484	3,588	36,521
減免税額	1,900	15	627	10,759	2,600	301	217	1,076	17,498

平成 26 年度	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	15 号	17 号	20 号	合計
件数	2	1	4	7	4	4	1	1	24
対象床面積	4,943	572	2,091	17,609	4,334	1,108	484	170	31,314
減免税額	1,483	8	627	10,371	2,600	332	217	51	15,691

(イ) 従業者割減免

(単位：件、千円)

平成 24 年度	7 号	合計
件数	1	1
対象給与総額	128,724	128,724
減免税額	321	321

平成 25 年度	7 号	合計
件数	1	1
対象給与総額	119,012	119,012
減免税額	297	297

平成 26 年度	7 号	合計
件数	-	-
対象給与総額	-	-
減免税額	-	-

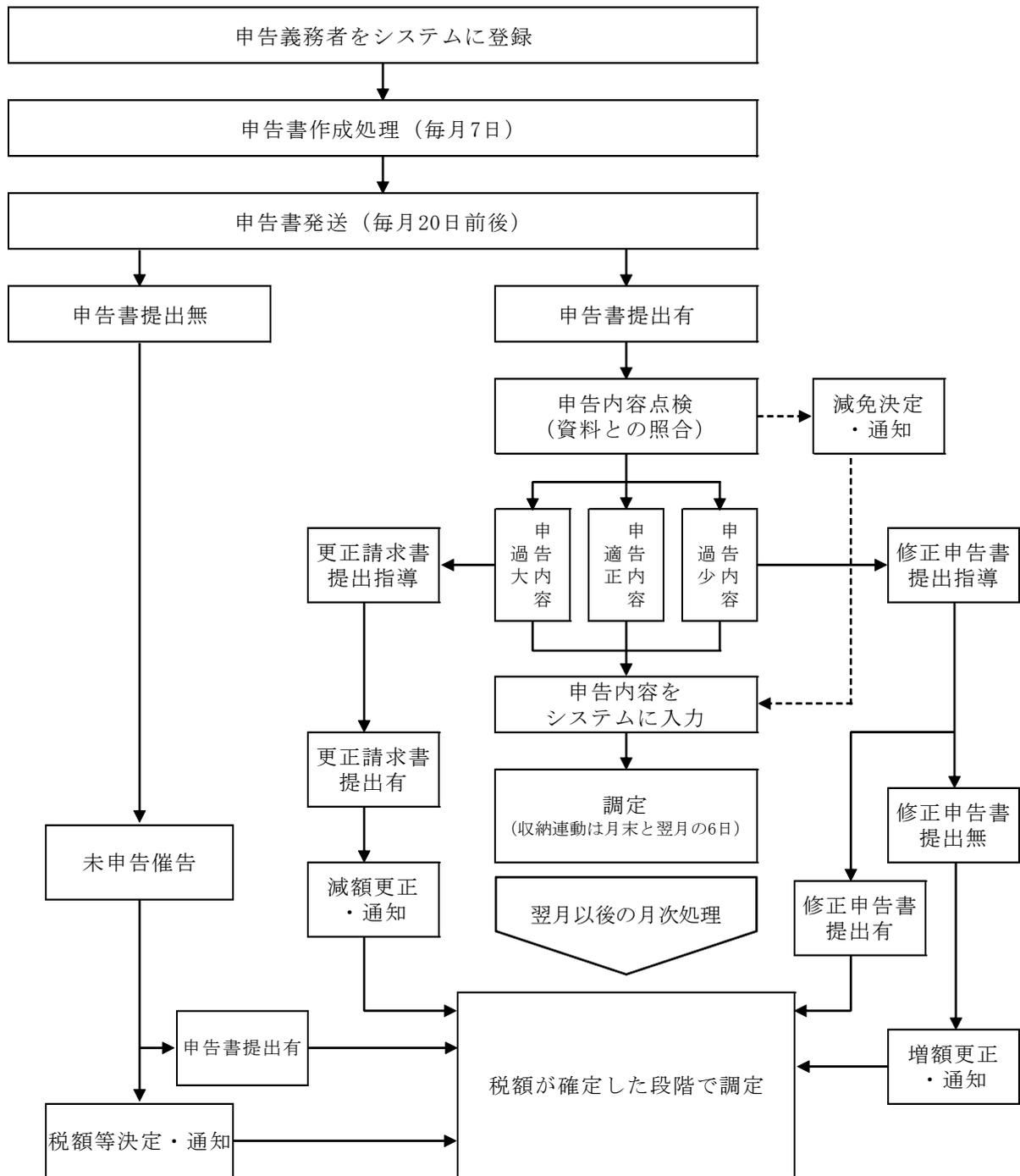
【参考】

市税規則 77-1	対象施設
3 号	指定自動車教習所
4 号	修学旅行用貸切バスの事業の用に供する施設
5 号	酒類卸売業の保管倉庫
6 号	倉庫業者の倉庫
7 号	タクシー事業用施設
15 号	家具保管用施設
17 号	漬物製造業者の製造用施設
20 号	市長が特に必要と認める施設

③業務の流れ

事業所税の業務の流れは以下のとおりである。

個人は 12 月、法人は各決算月に申告書を作成し、発送する。



(課税内容に疑義があるもので資料との照合では判断できないものは必要に応じて実地調査)

#### ④申告対象者の捕捉手続

事業所税は、申告納税方式を採用しており、事業所税の免税点以下となるために納税額が生じない場合であっても、事業所床面積の合計面積又は事業所等の従業者数の合計数が一定以上となる者には申告義務が課される。

そのため申告義務者としてあらかじめ特定された者以外に、新たに申告義務が生じている者を特定し、申告を促すことは課税の網羅性・公平性を確保する観点から重要である。

市民税課では、以下の追加的な手続を実施することにより、申告対象者を捕捉している。

申告対象者捕捉資料	手続の内容
固定資産税の家屋課税資料	年に2回、資産税課家屋係から左記資料の提供を受け、課税面積に変動があるもの（新規若しくは変更）について、物件単位で課税状況・申告の有無を事業所税システム登録内容と照合する。
法人市民税の設立（開設）申告情報	事業所等の設立により、法人市民税が課税される事業者について、税システムから出力される「法人登録更新月報」を基に事業所税の申告の有無を調査する。
店舗等建築物に係る建設工事の入札情報	契約検査課から民間事業者の建設工事入札情報（「滋賀産業新聞」の記事など）の提供を受け、新たな申告対象者を特定する。
新聞広告等の開店情報	求人広告等のうち、新たな事業所の開設が予想されるもの（オープニングスタッフの募集等）を特定する。
住宅地図	毎年度市全域の住宅地図に課税事業所をマーキングし、前年度と比較して新規課税対象となる事業者を把握する。

## (2)実施した監査手続

- ① 納税義務者を網羅的に把握するために実施されている手続についてヒアリングし、実施結果資料を閲覧することにより、手続の有効性を評価した。
- ② 固定資産税の事業所床面積、法人市民税の申告従業者数等、他の市税情報の活用の有無及び活用方法について、担当者に質問及び資料の閲覧を行うことにより確認した。
- ③ 減免申請書類を閲覧することにより、減免手続が市税条例等に準拠したものであるかを確認した。

## (3)監査の結果及び意見

### ①他の税目とのマッチング資料について（意見）

事業所税の資産割及び従業者割は、それぞれ事業所用家屋の床面積及び従業者給与総額を課税標準としており、家屋を課税対象とする固定資産税

及び従業者数を課税標準とする法人市民税と家屋床面積及び従業者数において、類似の情報を利用して税額を算定することになる。

【情報の主な異同】

	家屋床面積	従業者数
事業所税	借り受けている部分を含む。	役員を含み、所定の短時間勤務者（アルバイト・パートタイマー等）は含まない。派遣労働者は派遣元の従業者とする。
固定資産税（家屋）	所有している部分であり、借り受けている部分は含まない。	-
法人市民税（均等割）	-	役員・アルバイト・パートタイマーを含む。派遣労働者は派遣先の従業者とする。

いずれの税目も膨大な情報を取り扱うため、情報の類似性を手掛かりに事業所税の申告内容の適切性を検証するためには、税システム等の情報システムを利用し、各税目で類似する情報を抽出した上で、納税義務者ごとにマッチング資料を自動作成して検証に当たることが効果的であり、全ての作業を手作業で行った場合に比べ、格段に効率性が増すものと考えられる。

しかし、市の事業所税は平成 18 年度から導入された比較的新しい税目であり、市で稼働している税システムとは別に事業所税システムとして稼働していることから、両システム間に連携はなく、自動的に上記マッチング資料を作成することができない。

現在、市民税課では固定資産税の家屋課税資料を入手し、課税面積に変動があるものについて、手作業で事業所税システムの登録内容と照合することにより申告対象者を捕捉しているが、相当の手間を要する業務であり、法人市民税の従業者数情報は積極的に利用されていない。

なお、市民税課によると、平成 29 年 1 月に導入が予定されている次期税システムでは、マッチング資料の作成を機能要件とすることが決定しているとのことである。

②従業者割の申告内容の検証について（意見）

事業所税の従業者割の免税点は従業者数 100 人以下と定められていることから、免税点を僅かに下回る、若しくは当年度に免税点以下となった事業者については、申告内容の正確性を慎重に判断する必要がある。

その際、法人市民税と事業所税で従業者の範囲が異なり、業種によっては相当の乖離が生じる場合があるものの、法人市民税の従業者数を参考にして申告内容を事業者にお問い合わせ、必要に応じて申告内容を検証するための追加的な資料を提出させることは、従業者割額の正確性を担保する上で有効である。

現在、市民税課では、積極的に法人市民税と事業所税の従業者数情報を利用して、事業所税従業者割額の検証を行っていないことから、別に平成 26 年度の従業者数が 90 人以上 100 人未満の事業者 3 社を抽出して法人市民税の従業者数と比較した結果が以下のとおりである。年度推移を明らかにするために、平成 25 年度の情報も記載している。

事業者	税目	項目	平成 25 年度	平成 26 年度
A 社（タクシー業）	事業所税	従業者数	92	90
		給与総額	136,530	149,552
		従業者割額	(※1)341	-
	法人市民税	従業者数	138	133
B 社（金融機関）	事業所税	従業者数	101	99
		給与総額	313,002	-
		従業者割額	782	-
	法人市民税	従業者数	88	99
C 社（機械装置メーカー）	事業所税	従業者数	-	95
		給与総額	-	(※2)471,049
		従業者割額	-	-
	法人市民税	従業者数	101	97

(※1) 従業者数が免税点以下の 92 名であるため、本来従業者割は発生しないが、法人から誤って申告があったため、更正請求の指導を行っている。

(※2) 免税点以下の場合、従業者割額を算出する必要はないため、申告書に課税標準となる従業者給与総額の記載は必要ないが、申告書に記載があった場合にはみなし共同事業の可能性もあるため、参考として申告内容を事業所税システムに入力している。

B 社については、平成 26 年度に従業者数が免税点以下となっているが、法人市民税における従業者数は平成 25 年度比で 11 名増加している。

C社については、いずれの年度も免税点以下であり、平成25年度は申告がされていないが、法人市民税における従業者数は平成25年度が平成26年度を4名上回っている。

上述したとおり、法人市民税と事業所税では従業者の範囲が異なるため、一概に事業所税の申告内容が否定されるものではないが、少なくとも免税点を僅かに下回る事業者のうち、上記傾向にある事業者については、事業者に関わり合わせるなどして、申告内容の適切性を検証すべきである。

### ③免税申請の検証について（意見）

平成26年度の事業所税の減免（資産割額のみ）について、他に比べて減免税額の大きい倉庫業者（6号減免）及びタクシー業者（7号減免）の減免申請内容を比較した結果は以下のとおりである。

#### 【倉庫業者（6号減免）】

（単位：㎡、千円）

	事業所床面積	減免対象面積	差引	減免後の税額	備考
A社	2,473.50	2,473.50	0.00	-	
B社	4,744.99	4,744.99	0.00	-	
C社	2,114.21	2,114.21	0.00	-	
D社	1,226.00	485.00	741.00	148	決算期変更による減免申請
E社	768.55	768.55	0.00	-	
F社	648.91	648.91	0.00	-	
G社	6,886.97	6,374.48	512.49	307	

#### 【タクシー業者（7号減免）】

（単位：㎡、千円）

	事業所床面積	減免対象面積	差引	減免後の税額	備考
H社	900.85	757.44	143.41	86	
I社	761.74	617.82	143.92	86	
J社	1,906.01	1,491.70	414.31	248	
K社	1,483.45	1,467.42	16.03	9	

倉庫業者の減免対象施設は、物品の保管の用に供する家屋自体であり、倉庫と認められる事業所用家屋の課税標準となるべき事業所床面積全体である。また、タクシー業者の減免対象施設は、事務所以外の施設とされて

おり、具体的には、営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等が対象となる。

市民税課では、減免対象面積若しくは事務所等の課税対象床面積を課税当初に提出された図面等で把握しており、それによれば、倉庫業者のうち、事業所床面積全体が減免対象となっている事業者（D社、G社以外の5社）は、事務所が倉庫内に存しているため、事務所部分も減免対象となり、タクシー業者のうち、相対的に課税対象面積が小さいK社は本社営業所内の応接室部分以外は営業所となることから当該応接室部分のみを課税対象としているとのことである。

ただし、平成26年度のいずれの事業者による減免申請書にも図面等の詳細な資料の添付はなく、課税当時に提出された図面等で把握した状況に変化がないことを前提に減免を認めたものである。

課税の公平性の観点から、減免の判断は慎重に行われるべきであり、事業者の負担に配慮が必要であるとしても、仮に状況に変化がないのであれば、図面等の写しを提出させることにそれほどの負担は生じないと考えられることから、原則として事業者には減免申請書に必要な十分な書類の添付を求めるべきであり、定期的な現地調査も検討すべきである。

## 5. 軽自動車税

### (1) 概要

#### ①過去3年間の決算の状況

軽自動車税の平成24年度から平成26年度までの市税収入の推移は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

平成24年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	423,168	409,106	-	14,109	96.7
滞納繰越分	46,809	9,798	3,014	34,005	20.9
軽自動車税 合計	469,977	418,904	3,014	48,115	89.1

平成25年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	436,502	423,316	-	13,229	97.0
滞納繰越分	47,272	9,022	3,505	34,747	19.1
軽自動車税 合計	483,774	432,339	3,505	47,976	89.4

平成26年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	453,882	440,560	-	13,360	97.1
滞納繰越分	47,627	8,556	3,639	35,435	18.0
軽自動車税 合計	501,509	449,116	3,639	48,795	89.6

※ 決算額には収入済額中過誤納金未還付金を含む。

#### ②軽自動車税の賦課事務の流れ

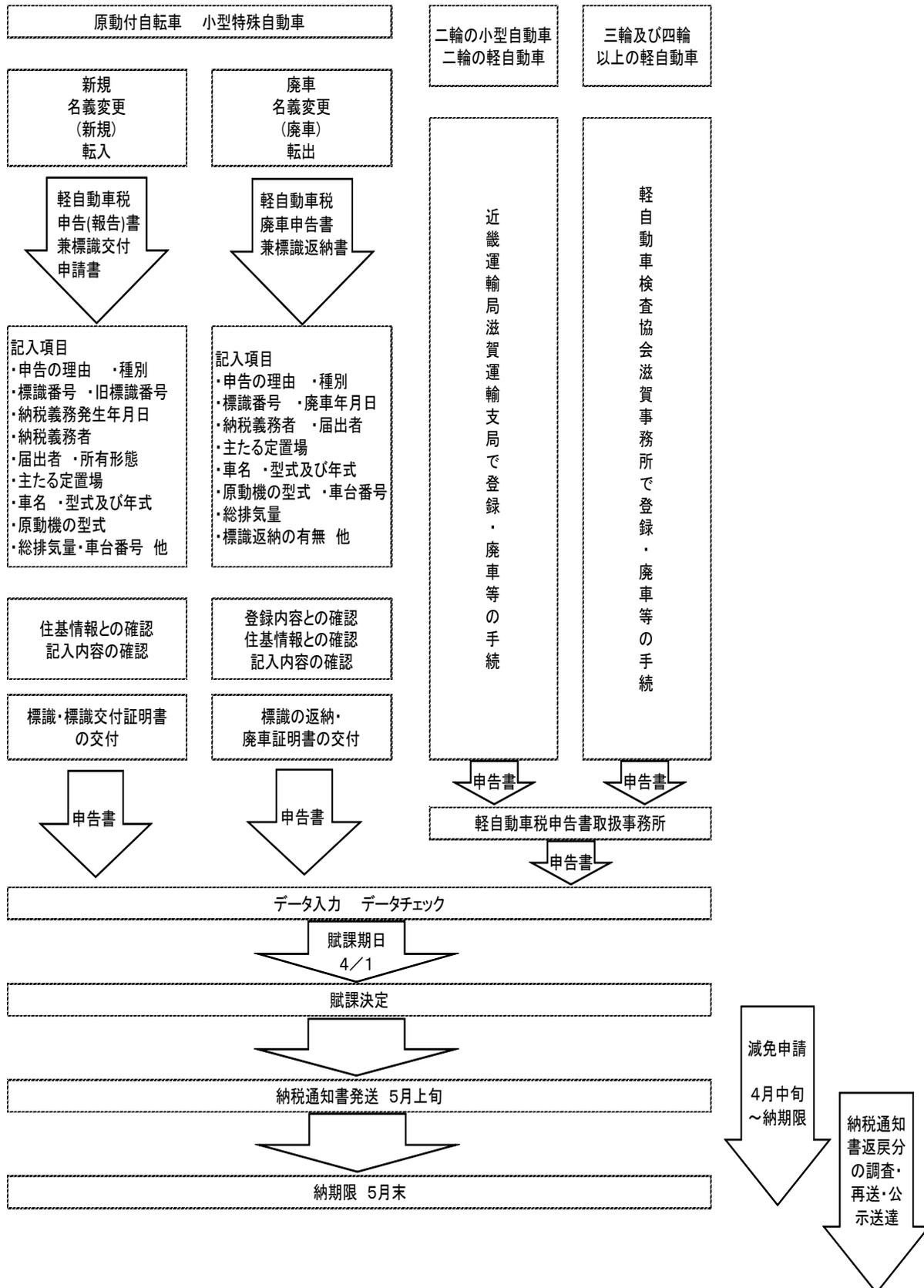
##### (ア) 納税義務者情報の入力

原動機付自転車及び小型特殊自動車については、新規登録、廃車、名義変更、及び転入・転出の申告の受付を行うとともに、標識及び標識交付証明書の交付等を行う。また、軽自動車及び二輪の小型自動車については、軽自動車税申告書取扱事務所から市に申告書を送付される。これらに基づき、納税義務者の情報をシステムに入力する。

##### (イ) 賦課決定

賦課期日である4月1日時点の所有者又は使用者に対して、軽自動車税の賦課決定を行う。この納税義務者に対して、5月上旬に納税通知書を発送する。また、4月中旬より、減免申請の受付を行う。

## 軽自動車税実務フロー



## (2)実施した監査手続

- ① 軽自動車税の課税事務について、担当者に質問及び資料の閲覧を行うことにより概要を把握した。
- ② 軽自動車税の減免の手続が適切に運用されているか、減免申請書等を閲覧した。
- ③ 軽自動車税に関する納税義務者の特定と納税通知書の発送（返戻分については不達調査を含む）について、担当者に質問及び関連資料の閲覧を行うことにより検討した。

## (3)監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

## 6. 市たばこ税

### (1) 概要

#### ①過去5年間の決算の状況

市たばこ税の平成22年度から平成26年度までの収入額及び売渡本数は次のとおりである。

(単位：千本、百万円)

年度	売渡本数	調定額	決算額	収納率
平成22年度	430,770	1,556	1,556	100.0%
平成23年度	401,231	1,828	1,828	100.0%
平成24年度	392,539	1,784	1,784	100.0%
平成25年度	384,360	1,966	1,966	100.0%
平成26年度	368,339	1,900	1,900	100.0%

市たばこ税の直近5年間の売渡本数は減少傾向にあり、これは喫煙者の減少（次表の喫煙者率の推移参照）による影響を受けていると考えられる。また、平成25年の税制改正により、全体の税率は変わらないが、道府県たばこ税の税率が下がり、市たばこ税の税率が同率上がったことにより、市のたばこ税の調定額も平成25年度より増加している。

#### 【参考：過去5年間の喫煙者率の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男性	36.6%	33.7%	32.7%	32.2%	30.3%
女性	12.1%	10.6%	10.4%	10.5%	9.8%
合計	23.9%	21.7%	21.1%	20.9%	19.7%

(出典：JTホームページ)

#### ②業者別の売渡本数、課税免除返還控除本数及び調定額

平成26年度の業者別の売渡本数、課税免除返還控除本数及び調定額は次のとおりである。

(単位：千本、千円)

法人	売渡本数		返還控除本数		調定額	
	本数	税額	本数	税額	本数	税額
A社	147,766	777,546	1,057	5,561	146,709	771,984
B社	222,676	1,133,886	1,068	5,599	221,608	1,128,287
C社	9	45	0	0	9	45
D社	12	63	0	0	12	63

E 社	1	2	0	0	1	2
F 社	1	5	0	0	1	5
G 社	0	0	0	0	0	0
合計	370,465	1,911,547	2,125	11,160	368,340	1,900,388

※ E社の売渡本数は392本であったが、千本未満を切り上げ1千本とする。

### ③市たばこ税の業務の流れ

市たばこ税に対する事務手続の流れは次のとおりである。

- ・ 申告書は各納税義務者が専用のソフトを使い作成する。
- ・ 1か月単位で翌月末日を期限として納税義務者からの申告書を受け付ける。
- ・ 申告書の内容を精査し、問題がなければ申告書を受理する。
- ・ 調定書を作成する（財務システムに入力）。
- ・ 滋賀県から送付される明細表と突合する。

### ④対象者並びに課税額の把握

対象者及び課税額については、滋賀県からの資料に基づき納税対象者を把握している。

課税額については、滋賀県から送付される毎月の明細表（たばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表）と申告書を突合し、申告書の課税額を検算している。たばこ税そのものが、市税だけではなく、国税と県税も同じ課税客体であることから、市たばこ税の売渡本数や返還控除本数についての実態調査は行っていない。

## (2)実施した監査手続

- ① 市たばこ税の課税事務について、担当者に質問及び資料の閲覧を行うことにより概要を把握した。
- ② 平成26年度分の申告書と県から送付される明細表を照合し、申告内容の正確性を確認した。

## (3)監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は検出されなかった。

## 7. 特別土地保有税

### (1) 概要

#### ①過去3年間の決算の状況

特別土地保有税の平成24年度から平成26年度までの納税額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成24年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	1,026	-	-	1,026	-
滞納繰越分	48,120	-	1,014	47,105	-
特別土地保有税 合計	49,147	-	1,014	48,132	-

平成25年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	48,132	-	1,026	47,105	-
特別土地保有税 合計	48,132	-	1,026	47,105	-

平成26年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	-	-	-	-	-
滞納繰越分	47,105	-	-	47,105	-
特別土地保有税 合計	47,105	-	-	47,105	-

#### ②滞納繰越額の状況

いずれの納税義務者の滞納繰越額も課税年度から相当期間を経過しており、回収可能性が著しく低下している状況にある。

(単位：千円)

納税義務者	年度		税額	状況
	調定	課税		
E株式会社	H6	H6	250	県税において平成26年12月に執行停止としており、市税においても執行停止を検討中である。
	H7	H7	1,153	
	H8	H8	1,150	
	H9	H9	1,146	
	H10	H10	1,012	
計			4,713	
株式会社F	H7	H7	3,194	対象物件を差押中であるが、納付見込みはないと判断している。 平成23年度以降連絡が付かない状
	H9	H9	16,874	
	H10	H10	13,158	

計	H11	H11	1,604	況にある。
	H13	H13	207	
	H14	H13	3,957	
			38,996	
個人 G	H22	H11	780	既に執行停止をしている。
	H22	H12	753	
	H22	H13	729	
	H22	H14	693	
	計		2,957	
株式会社 H	H23	H11	119	対象物件を差押中であるが、納付見込みはないと判断している。平成 26 年度に対象物件の売却の話が出ている。
	H23	H12	112	
	H23	H13	106	
	H23	H14	99	
	計		437	
合計			47,105	

### ③徴収猶予の状況

徴収猶予となっている納税義務者は以下の 4 者である。

延滞金は申告納付期限の翌日から発生するが、猶予税額は本税のみの金額である。

平成 28 年度から 31 年度を最終期限として、納税義務の免除要件に該当しなかった場合には、延滞金を含む税額が各納税義務者に課税される。

(平成 27 年 8 月 1 日現在、単位：㎡、千円)

対象者	対象面積	申告年度	猶予条件	猶予税額	現況
株式会社 A	61,594	平成 4～8	特例譲渡（住宅開発）	330,604	a
B 株式会社	131	平成 7	非課税（住宅用地）	1,871	b
株式会社 C	43,689	平成 3～13	非課税（住宅用地） 特例譲渡（住宅開発）	44,622	c
個人 D	27,602	平成 11	非課税（産業廃棄物処理施設）	5,204	d

(市の把握内容及び監査人による現況調査結果より)

- a. 大半が住宅開発未着手、一部区画整理事業対象地については使用収益待ち状態にある。
- b. 更地、住宅建設待ちの状態にある。
- c. 住宅用地部分については住宅建設待ち、住宅開発部分については未着手の状態にある。
- d. 所有権は他に移転しており、施設用地について一部整地を始めているが、大半は未着手の状態にある。

#### ④納税義務の免除に係る期間の延長

現行の地方税法では、徴収猶予期間の延長を行う場合、平成 17 年 4 月 1 日以降に期限切れとなる猶予について、最長 10 年の期間延長が認められている。

市では、「③徴収猶予の状況」に記載した 4 者から納税義務の免除に係る期間の延長申請を受け付け、条件を満たす場合には、2 年を限度として当該申請を承認している。

なお、納税義務者ごとに最終延長期日は平成 29 年 1 月若しくは平成 31 年 5 月（ただし、土地区画整理事業が施行された場合は 10 年を超える場合でも、その完了予定日となる）であり、この期日までに計画どおり非課税土地等として事業が完成しない、若しくは計画どおり、又は計画変更により別の非課税土地等として確認可能な計画に着手しない場合には、徴収猶予中の本税及び延滞金が土地取得時等に遡って課税となる。

#### ⑤担保の提供

徴収猶予となっている者に対し、「市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第 16 条第 1 項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない」（地方税法第 601 条第 3 項後段）。

「担保を徴する必要があると認めるとき」とは、「土地の所有者等が当該認定の日前 3 年以内において特別土地保有税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における特別土地保有税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付状況からみて当該徴収猶予に係る特別土地保有税を納付する資力を有することが確実であると認められること」（地方税法施行令第 54 条の 44）をいう。

### (2)実施した監査手続

- ① 徴収猶予に係る申請書綴を閲覧し、徴収猶予制度適用者が継続的に捕捉されていることを確認した。
- ② 資産税課へのヒアリング及び関連資料の閲覧により現況調査の実施状況を確認するとともに、実地に土地の現況を視察した。
- ③徴収猶予制度適用者からの担保の提供の有無及びその判断の適否を評価した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 徴収猶予制度適用者からの担保の提供について（意見）

市は徴収猶予制度適用者が当該徴収猶予に係る特別土地保有税を納付する資力を有するとして、担保の提供を受けていない。

その判断を検証するために、徴収猶予制度適用者について、特別土地保有税及び固定資産税に係る滞納処分の有無、これまでの納付状況を確認した結果が以下のとおりである（平成 28 年 1 月末現在の状況）。

現時点で、徴収猶予に係る特別土地保有税の納付に懸念は認められない。

対象者	滞納処分	納付状況 (滞納の有無)
株式会社 A	無	無
B 株式会社	無	無
株式会社 C	無	無
個人 D	無	無 (※)

※ 特別土地保有税本税について平成 28 年 1 月に納付済

しかしながら、納税義務の免除に係る期間の延長申請受付事務は資産税課が担当し、特別土地保有税及び固定資産税に係る納付事務は収納課が担当しており、両者が連携して滞納処分や納付状況（特に一度滞納が発生し、その後完納された場合は担税力低下の端緒と考えられる）の情報を共有することで初めて担保提供の必要性を判断できることから、今後は定期的に情報を交換するとともに、担保提供の必要性の判断に係る責任の所在を明確にしておくことが必要である。

## 8. 入湯税

### (1) 概要

#### ① 決算の状況

入湯税の平成 22 年度から平成 26 年度までの入湯客数及び調定額は次のとおりである。

(単位：千人、千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
宿泊客数	567	608	526	491	504
日帰客数	401	407	401	404	437
調定額	105,115	111,589	99,046	93,903	97,582

入湯税は平成 24 年度より減少傾向となっているが、平成 24 年に大型旅館が 1 件閉店したこと、及び雄琴温泉地区の宿泊客数が減少したことが要因となっている。

### (2) 実施した監査手続

- ① 特別徴収義務者において、入湯客数が正確に捕捉され申告書が提出されていること確認するため、担当者への質問、関連資料の閲覧を実施した。
- ② 特別徴収義務者を網羅的に把握するための手続を質問し、関連資料を閲覧した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 日帰りの入湯客に対する入湯税について（結果）

年間を通して日帰入湯客数をゼロとして申告している特別徴収義務者が 5 社（全 20 社中）あるが、その内 1 社は、日帰入湯付きの食事プランを自社のホームページ上に掲載しており、実際には日帰入湯客が存在し、結果として過少申告となっている可能性がある。

日帰入湯客数をゼロとして申告した特別徴収義務者の判断としては、以下の理由が推測される。

- ・客の全てが入湯する訳ではなく、入湯客数を確認することは極めて困難である。

- ・日帰入湯付きの食事プランの料金は食事代であり、入湯料金は含まれておらず、入湯はサービスの一環である。

市では入湯税の特別徴収義務者認定時に入湯税について説明を行っているが、既存の旅館などに対しては、定期的に入湯税の徴収等について説明を行っておらず、説明書やパンフレットも用意していないとのことである。

上記のように日帰入湯客数をゼロとして申告している事例がある一方で、特別徴収義務者によってはそのホームページ上に日帰入湯付きの食事プランを掲載し、入湯の際には入湯税が別途 50 円必要になることを表記しているところもあり、入湯している納税義務者の課税の公平性が保たれていない状況にある。

市は、入湯税は入湯した者に対して課税され、鉱泉浴場の経営者はその特別徴収義務者である、という制度の仕組みを特別徴収義務者へ徹底指導すべきである。

## ②現地調査について（意見）

市は、特別徴収義務者から提出された納入申告書の記載不備や計算間違いを確認するにとどまり、入湯客数に誤りがあるか否かの確認を行っていない。

市内の特別徴収義務者は 20 社程度であり、事務負担等を考慮しても、市民税課は定期的に現地へ赴き、宿帳などを確認するなど実地調査を行うべきである。

## ③入湯税の現地調査結果について

市は、上記監査の指摘事項を受け、日帰入湯客数の申告に誤りがあると思われる特別徴収義務者 4 社に対して、平成 27 年 9 月から 10 月の期間に現地調査を行った。

調査方法は次のとおりである。

- ・電話にて調査の趣旨、概要、日程を伝え了承を得る。
- ・現地に赴き、過去 3 年間分の領収書控を確認する。
- ・宿泊客及び日帰客の人数を集計し、申告内容との突合を行う。

調査の結果は以下のとおりである。

特別徴収義務者	調査結果	備考								
A 社	<p>過少申告により更正を行った。</p> <table border="1"> <tr> <td>日帰入湯客 申告漏れ</td> <td>6,716 人</td> </tr> <tr> <td>入湯税</td> <td>335,800 円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>15,100 円</td> </tr> <tr> <td>納入税額 計</td> <td>350,900 円</td> </tr> </table>	日帰入湯客 申告漏れ	6,716 人	入湯税	335,800 円	過少申告加算金	15,100 円	納入税額 計	350,900 円	
日帰入湯客 申告漏れ	6,716 人									
入湯税	335,800 円									
過少申告加算金	15,100 円									
納入税額 計	350,900 円									
B 社	<p>申告漏れの可能性があるが、入湯者数が特定できず、現時点で更正を行っていない。 今後、調査を進め、課税する予定である。</p>	<p>宿泊客は領収書に入湯税が明記されているが、日帰客の領収書には入湯税の記載がない。</p>								
C 社	<p>日帰客を対象とした入湯は行われていないことを確認した。ただし、宿泊客数に誤りがあったため、更正を行った</p> <table border="1"> <tr> <td>宿泊入湯客 申告漏れ</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>入湯税</td> <td>1,200 円</td> </tr> </table>	宿泊入湯客 申告漏れ	8 人	入湯税	1,200 円					
宿泊入湯客 申告漏れ	8 人									
入湯税	1,200 円									
D 社	<p>過少申告により更正を行った。</p> <table border="1"> <tr> <td>日帰入湯客 申告漏れ</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>入湯税</td> <td>100 円</td> </tr> </table>	日帰入湯客 申告漏れ	2 人	入湯税	100 円					
日帰入湯客 申告漏れ	2 人									
入湯税	100 円									

市によると、上記 4 社以外の特別徴収義務者に対しても順次現地調査を行う方針である、とのことである。

## 9. 収納事務

### (1) 概要

#### ①市税収入の概要

##### (ア) 市税収納率の推移

平成 22 年度から平成 26 年度までの市税収納率の推移は次のとおりである。市は、市税収納率の向上に取り組んでおり、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、徐々に収納率は向上している傾向にある。

(単位：%)

税目	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人市民税	現年度課税分	98.40	98.50	98.50	98.60	98.71
	滞納繰越分	22.20	23.10	21.90	20.40	20.70
	合計	94.00	94.20	94.60	94.50	94.60
法人市民税	現年度課税分	99.90	101.50	100.10	99.90	100.00
	滞納繰越分	10.70	15.50	15.70	15.70	16.40
	合計	98.60	100.40	98.80	98.50	98.80
固定資産税	現年度課税分	98.30	98.50	98.30	98.20	98.50
	滞納繰越分	21.80	24.50	22.50	25.90	25.10
	合計	93.30	94.00	93.70	93.90	94.30
軽自動車税	現年度課税分	96.70	96.40	96.70	97.00	97.10
	滞納繰越分	17.50	18.70	20.90	19.10	18.00
	合計	88.60	88.50	89.10	89.40	89.60
市たばこ税	現年度課税分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
鉱産税	現年度課税分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	滞納繰越分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
特別土地保有税	現年度課税分	32.10	93.10	0.00	-	-
	滞納繰越分	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00
	合計	4.80	27.50	0.00	0.00	0.00
入湯税	現年度課税分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	滞納繰越分	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
事業所税	現年度課税分	99.50	99.50	99.70	99.60	97.30
	滞納繰越分	62.60	64.00	83.10	68.10	78.50
	合計	99.30	99.30	99.60	99.50	97.20
都市計画税	現年度課税分	98.30	98.50	98.30	98.20	98.50
	滞納繰越分	21.30	24.10	22.20	25.80	24.90
	合計	93.20	94.00	93.70	93.90	94.30
合計	現年度課税分	98.57	98.82	98.61	98.60	98.72
	滞納繰越分	21.30	23.28	21.87	22.89	22.62
	合計	94.31	94.89	94.70	94.74	94.93

### (イ) 他中核市比較

市と税収納額が同程度の中核市における、平成 26 年度の収納率の比較は次のとおりである。

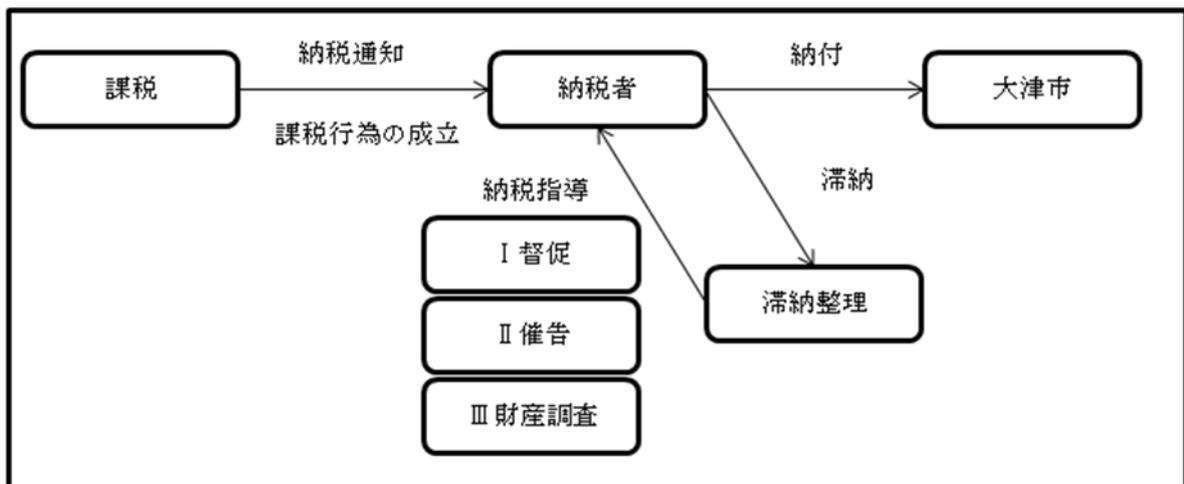
(単位：%)

	大津市	高槻市	奈良市	いわき市	郡山市
現年課税分	98.72	99.36	98.79	98.38	98.66
滞納繰越分	22.62	39.96	16.60	26.84	18.82
合計	94.93	97.86	93.30	93.83	93.86

市は、合計の収納率において、高槻市に次いで 2 番目に高い。また、現年課税分の収納率がほぼ同水準の奈良市や郡山市と比較すると、滞納繰越分の収納率が高いことから、現年課税分と滞納繰越分について、バランス良く、収納率の向上に取り組んでいると考えられる。

### ② 収納事務の流れ

市税の収納事務の流れは次のとおりである。



#### I. 督促

##### (ア) 意義

納付又は納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為であり、強制執行等の法的措置を行う前提条件となる。

督促は、口頭によるものではなく、督促状（書面）により行う要式行為である。

納税義務者死亡の場合は、相続放棄している場合を除き、相続人に督促状を発送する。

(イ) 督促状の発送

- (i) 督促状は、納期限までに完納しない者に対し、納期限経過後 20 日以内に発送する。
- (ii) 督促状は、納税義務者の氏名及び住所、年度、税目、期別、納期、未納額及び納入場所等を記載した書面とし、税ホストコンピュータから一斉に出力する。
- (iii) 督促状には、督促について不服申立てをすることができること、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間等を記載した教示文を記載する。

(ウ) 発送件数

平成 22 年度から平成 26 年度までの督促状発送件数の推移は次のとおりである。

【過去 5 年間の督促状発送件数の推移】

(単位：件)

税目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人市民税	46,205	44,298	42,553	42,929	41,481
法人市民税	507	534	531	471	449
固定資産税・ 都市計画税 (※)	43,160	45,470	44,525	42,831	43,787
軽自動車税	10,460	10,756	9,923	9,306	9,207
市たばこ税	—	3	—	—	—
鉱産税	—	—	—	—	—
特別土地保有税	8	4	—	3	—
入湯税	42	47	45	42	30
事業所税	17	14	17	12	18
合計	100,399	101,126	97,594	95,594	94,972

(※) 固定資産税、都市計画税は一枚の督促状に記載し発送している。

(エ) 督促手数料

市税条例第 25 条では、督促状を発送した場合においては、督促状 1 通について、100 円の督促手数料を徴収しなければならないと定めており、これに基づき督促手数料を徴収している。

平成 22 年度から平成 26 年度までの督促手数料の推移は次のとおりである。

## 【過去5年間の督促手数料の推移】

(単位：千円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8,810	9,147	8,841	8,613	8,666

## II. 催告

### (ア) 意義

督促状を送付しても納付されない場合や連絡がない場合は、随時催告を行うことで納付を促す。催告は主に文書や訪問により行う。

納税義務者が死亡している場合は、相続放棄している場合を除き、相続人に催告する。

### (イ) 文書による催告

催告書は、納税義務者の氏名及び住所、年度、税目、期別、納期、未納額及び納入場所等を記載した書面とし、税ホストコンピュータから一斉に出力する。

### (ウ) 発送件数

平成22年度から平成26年度までの催告書発送件数の推移は次のとおりである。

## 【過去5年間の催告書発送件数の推移】

(単位：件)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
56,836	53,739	52,623	51,364	46,509

## III. 財産調査

### (ア) 意義

財産調査とは、滞納処分執行のために、滞納者の財産の有無や所有する財産の換価価値を調査することである。

督促状を発送し、催告を実施しても、なお納付がない場合に、財産調査が実施される。

### (イ) 調査の種類

財産調査の種類は以下のとおりである。なお、市外に居住している滞納者の場合には、各市町村等へ照会を行っている。

調査方法	調査先
預金の調査	金融機関
生命保険契約の調査	保険会社
給与債権の調査	滞納者の勤務先
年金受給状況の調査	年金事務所等
不動産の調査	法務局
確定申告の調査	税務署
確定申告還付金の調査	税務署

### ③組織体制

収納事務に関する収納課の組織体制は、「第3. 監査対象の概要 1. 市税の概要 (5)事務分掌」に記載したとおりである。

### ④納付方法

#### (ア) 各種納付方法

- (i) 市役所の税務窓口、各支所の窓口
- (ii) 金融機関
- (iii) コンビニエンスストア
- (iv) 口座振替
- (v) その他

市では、税に関して徴収嘱託員は設置されておらず、訪問徴収や電話督促は実施していない。

#### (イ) コンビニエンスストア収納の利用状況

平成26年度におけるコンビニエンスストア収納の利用状況は次のとおりである。

	コンビニ収納の 対象税目(A) (※)	うちコンビニ 利用分(B)	利用率 (A/B) (%)
収入額(百万円)	23,890	2,836	11.8
収入件数(件)	506,156	123,299	24.3

(※) 対象税目：個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

(ウ) 口座振替納付状況

平成 26 年度における口座振替の加入状況及び納付状況（取扱税額）は次のとおりである。

(i) 加入状況

税目	納税義務者数 (人)	加入者数 (人)	加入率 (%)
市県民税 (普通徴収)	40,845	13,486	33.02
固定資産税・ 都市計画税	130,035	42,260	32.50
軽自動車税	74,673	6,563	8.79
合計	245,553	62,309	25.37

(ii) 取扱税額

税目	調定額	加入者取扱分	口座振替	収納率	振替率
	(A)	調定額(B)	収入額(C)	(C/A)	(C/B)
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
市県民税 (普通徴収)	21,044,914	1,852,912	1,781,314	8.46	96.13
固定資産税・ 都市計画税	20,064,787	5,882,652	5,699,174	28.40	96.88
軽自動車税	501,509	40,955	39,624	7.90	96.75
合計	41,611,210	7,776,519	7,520,112	18.07	96.70

⑤ 収納事務の主な年間スケジュール

収納事務の主な年間スケジュールは次のとおりである。

月	内容
4月	前年度催告書（発送）
5月	—
6月	滞納繰越催告書（発送） 固定資産税 1 期及び軽自動車税（督促状発送）
7月	市県民税 1 期（督促状発送）
8月	固定資産税 2 期（督促状発送）
9月	市県民税 2 期（督促状発送）
10月	現年度催告書（発送）
11月	滞納繰越催告書（発送）（現年度含む） 市県民税 3 期（督促状発送）
12月	—
1月	固定資産税 3 期（督促状発送）
2月	滞納繰越催告書（発送）（現年度含む） 市県民税 4 期（督促状発送）
3月	固定資産税 4 期（督促状発送）

## ⑥延滞金

### (ア) 意義

地方税の納税者が納期限後に税金を納付又は納入する場合は、当該税額に、その納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、市税条例で定める割合（年 14.6%、当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%を上限とする）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

### (イ) 延滞金の減免

市税規則第 19 条の規定により、やむを得ない事由があると認めるとき（下記の各号の 1 つに該当する場合は、延滞金を減免することができる。

#### <減免事由>

①	納税者が生活保護法の規定による被保護者であるとき、又はこれに準ずる家庭状況にあるとき
②	納税者が継続して 3 月以上失業しているとき
③	納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき
④	納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
⑤	納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき
⑥	納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき
⑦	納税者又は特別徴収義務者が破産法に規定する破産手続開始の決定を受けたとき
⑧	前各号に該当する場合を除くほか、特に必要と認めるとき

### (ウ) 延滞金の調定

「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」（地方自治法第 231 条）とされており、歳入の収入にあたっては、納入通知の前に調定を行うことが原則となっている。

市では、延滞金については、収納時に調定処理を行う事後調定方式を採用しており、市財務規則第 25 条においても、その旨が明記されている。地方税の延滞金は、本税の納付があってはじめて金額が確定するという性質上、事前調定を行うことは実務的に困難であるため、他市においても一般的に事後調定方式が採用されている。

(エ) 延滞金徴収実績

平成 22 年度から平成 26 年度までの延滞金の徴収実績の推移は次のとおりである。概ね、1 億円前後で推移している。

(単位：千円)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
94,703	121,492	98,558	91,789	118,849

⑦還付・充当

(ア) 還付・充当事務の流れ

還付・充当事務の流れは次のとおりである。

(口座登録がある場合)

- (i) 税額変更通知書を確認する。
- (ii) 過誤納金があれば、未納の有無を確認する。
- (iii) 未納がある場合には、充当処理を行い納税者へ市税充当通知書を送付する。充当処理後に還付金があれば、還付処理を行い、支払日に納税者へ還付通知書を発送する。
- (iv) 未納がない場合は、還付処理を行い、支払日に納税者へ還付通知書を発送する。

(口座登録がない場合)

- (i) 税額変更通知書を確認する。
- (ii) 過誤納金があれば、未納の有無を確認する。
- (iii) 過誤納金通知書、請求書兼口座振込み依頼書、返信用封筒をセットにして、納税者に送付し、請求書兼口座振込み依頼書が返送されてきたら還付処理を行い、支払日に納税者へ還付通知書を発送する。

(イ) 償還金等の支出状況

平成 22 年度から平成 26 年度までの償還金等の支出状況は次のとおりである。

(単位：千円)

税目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人市民税	45,044	51,283	69,922	58,879	63,646
法人市民税	251,907	213,889	336,156	94,834	45,867
固定資産税	66,927	31,394	59,739	55,382	35,528
軽自動車税	96	123	86	139	137

市たばこ税	-	-	-	-	-
鉱産税	-	-	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-	-	-
入湯税	-	-	-	-	4
事業所税	56	3,098	4,293	4,237	3,113
都市計画税	-	-	-	-	-
計	364,030	299,787	470,196	213,471	148,295
株式配当等控除不足額	13,066	14,166	11,450	10,047	35,025
返還金	-	-	-	-	-
償還金支出合計	377,096	313,953	481,646	223,518	183,320

## ⑧現金徴収

### (ア) 現金徴収の手続

訪問徴収による納税者からの現金徴収は行っていないものの、現金等による収納が発生する場合として以下の5つがある。

- (i) 窓口で現金を受領し収納日の当日に金融機関に払い込む
- (ii) 窓口で現金を受領し収納日の翌日に金融機関に払い込む
- (iii) 現金書留により現金を受領する
- (iv) 証券を受領する（郵便振替払出証書等）
- (v) 先日付小切手や手形を受領する

平成18年度から平成22年度にかけて職員による退職所得に係る市県民税の横領事件があったことを受け（上記(iv)のパターン）、現金を取扱う場合の手続を厳格化しており、(i)～(iv)については、取扱いマニュアルにおいて手続を定めている。

## ⑨収納率向上のための取組

### (ア) 現年滞納分の早期着手

「新たな滞納者を作らない」を目標として、現年度に発生した滞納について、早期の納付勧奨や分納誓約、差押えを行い、翌年度に繰り越す未収額の圧縮に努めている。

### (イ) 滞納者に対する滞納処分の強化

文書による催告を行うとともに納税意識の低い滞納者には財産（預貯金・給与・生命保険等の債権・不動産）に対する滞納処分を積極的に行っている。

(ウ) 差押等財産の換価

差し押さえた財産の公売や任意売買への誘導、また、相続人不存在物件にかかる相続財産管理人の選任等、換価に努め税収確保につなげている。

(エ) 不良債権の整理

地方税法の規定により、滞納処分の停止の要件（無財産、行方不明等）に該当するものを抽出し、十分な調査を経た上で執行停止を実施し、不良債権の圧縮に努めている。

⑩債権移管手続

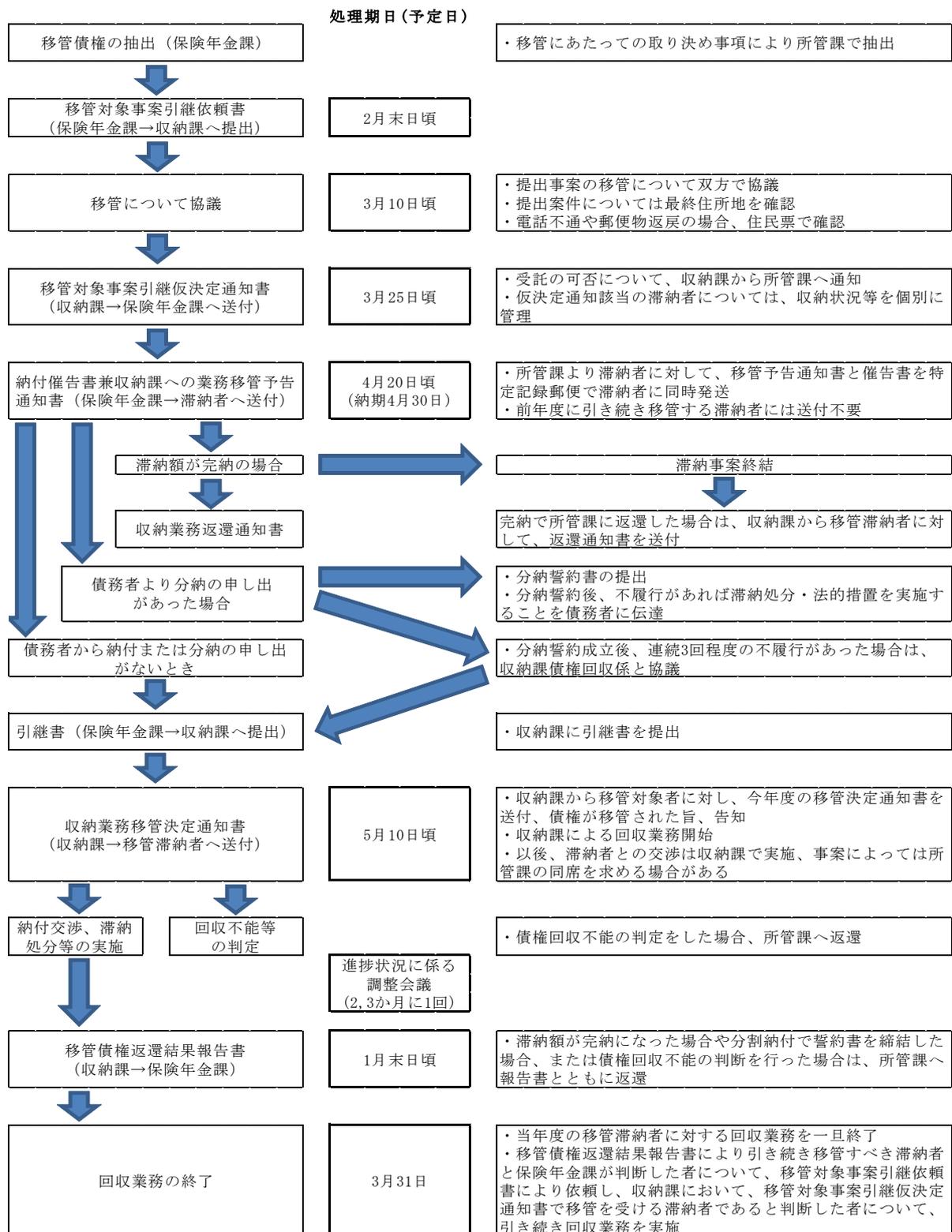
市では、市全体として債権回収の有効性を高める観点から、債権回収の一元化を進めている。

具体的には、市税以外の強制徴収公債権の内、高額滞納案件を収納課債権回収係に移管し、市税と合わせて回収している。なお、滞納者本人の申し出がなければ、税外債権を優先して回収する運用としている。

(ア) 債権移管手続の流れ

平成 26 年度より、保険年金課所管の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を対象に年間 50 件程度を目標として債権を移管している。

事務手続の流れは以下のとおりである。



### (イ) 債権移管の効果

収納課は市税の収納及び差押等の滞納整理事務を専門に行い、組織として当該事務に係る豊富な経験とノウハウの蓄積があるため、他の強制徴収

公債権の所管課が債権を移管し、収納課が回収を図ることは、債権の回収金額、回収率を上げる観点から効果的である。

また、所管課から滞納者に送付される「納付催告書兼収納課への業務移管予告通知書」、収納課から滞納者に送付される「収納業務移管決定通知書」には、以下の文言が記載されており、滞納者に対する一定の牽制効果、滞納抑止効果を有していると考えられる。

文書名	個別文言	共通文言
納付催告書兼収納課への業務移管予告通知書	納期限までに納付又は連絡がない場合は、あなたに対する国民健康保険料の回収事務を総務部収納課に移管し、あなたの財産（不動産・預貯金・生命保険・動産等）の差押えを執行することとなりますので、ご承知おきください。	『収納課』とは市税と税外債権の滞納事案の移管を受け、滞納処分（差押や公売）を中心とした法的滞納整理により未収金の徴収を行なう債権回収のための専門部署です。
収納業務移管決定通知書	あなたに対する国民健康保険料の回収事務が総務部収納課に移管され、法律に基づく処分・措置（強制執行）を開始してまいりますのでご承知おき下さい。	

一方で、債権の移管手続は、収納課及び所管課の双方の移管に係る追加的な事務を生じさせるものであることから、費用対効果の観点からの債権移管手続の有効性についても今後検証が必要である。

#### (ウ) 債権移管による実績

平成 26 年度より、保険年金課所管の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を対象にして債権を移管している。

平成 26 年度及び平成 27 年度の移管債権の処分状況は以下のとおりである。

#### 【平成 26 年度：国民健康保険料（単位：千円）】

移管予定対象者	39 件
移管者	26 件
移管債権額	(内訳) 保険料 37,655
	督促手数料 100
	計 37,755
移管債権処分状況	

処分等	件数	移管債権額	差押金額	分納誓約	収納金額
分納誓約	7	5,274		5,274	364
不動産差押					
不動産参加差押	6	2,225	2,225		
預金差押	7	6,577	6,577		288
生命保険差押	3	5,082	5,082		459
給与差押					
年金差押					
交付要求	2	4,837			
納付	3	3,464			624
無財産	7	10,293			
合計	35	37,755	13,885	5,274	1,735

※処分等の件数が移管者数を上回るのは複数の処分を行っているため。

【平成26年度：後期高齢者医療保険料（単位：千円）】

移管予定対象者	9件				
移管者	6件				
移管債権額	(内訳)	保険料	3,009		
		督促手数料	12		
	計		3,022		
移管債権処分状況					
処分等	件数	移管債権額	差押金額	分納誓約	収納金額
分納誓約	2	335		335	50
不動産差押	1	281	281		
不動産参加差押	1	98	98		
預金差押	3	412	412		44
生命保険差押	1	1,068	1,068		1,067
給与差押					
年金差押					
交付要求					
納付	2	825			825
無財産					
合計	10	3,022	1,861	335	1,986

※処分等の件数が移管者数を上回るのは複数の処分を行っているため。

【平成27年度：国民健康保険料（単位：千円）】

移管予定対象者	43件				
移管者	38件				
移管債権額	(内訳)	保険料	50,176		
		督促手数料	144		
	計		50,321		

【平成 27 年度：後期高齢者医療保険料（単位：千円）】

移管予定対象者		18 件
移管者		9 件
移管債権額	(内訳)	保険料 3,110
		督促手数料 19
	計	3,130

(エ) 今後の展開

平成 28 年度から保育所保育料（所管課：保育幼稚園課）、介護保険料（所管課：介護保険課）について、収納課への債権移管を予定している。

種類	件数	対象債権	債権の特徴
保育所保育料	30 件程度	債権額及び納付義務者の確定、時効管理のできているもの、かつ市税の滞納 30 万円以上が付随するもの（条件を満たさないものであっても、個別に検討して高額困難案件と認められるものについては移管を受ける）	世帯当たりの市民税所得割課税額によって保育料が決まるため、滞納額が比較的高額になることがある。
介護保険料	10 件程度		普通徴収による滞納者が対象となり、介護保険料の年額最高額が 129 千円であることから、高額滞納者は比較的少ない。

(2) 実施した監査手続

- ① 収納事務フローについて、業務マニュアルの閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、事務の網羅性・正確性を担保するとともに、適切な事務分掌・相互牽制等を備えた収納事務フローが整備・運用されているかどうかについて検討した。また、平成 23 年度に発覚した市県民税に係る業務上横領事件を受けての再発防止策の運用状況の検証も合わせて実施した。
- ② 収納に関する組織体制について、組織図の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、適切な収納事務を執行する上で必要な組織体制が構築されているかどうかについて検討した。
- ③ 収納に関する通知・交渉記録延滞金について、税システムの実機観察及び担当者へのヒアリングを行い、各種通知の発送・交渉履歴が必要な期間にわたり過不足なく、確実に記録されているかどうかについて検討した。

- ④ 現年度課税調査について、折衝状況、収納状況等を管理している一覧の閲覧及び担当者へのヒアリングを行うことにより、徴収事務の有効性・効率性を高めるために、現年度課税分に重点をおいた事務が執られているかどうかについて検討した。
- ⑤ 高額滞納案件について、滞納案件を管理する台帳や経過記録の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、高額滞納案件に対する徴収事務が適時・適切に実施されているかどうか、高額滞納案件の特定が適切で、事務執行に係る上席者への報告体制が確立されているかどうかについて検討した。
- ⑥ 督促・催告について、督促・催告に関する業務マニュアルの閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、督促状、催告書を網羅的かつ適時に発送できる体制となっているかどうか、督促手数料を徴収しているかどうかについて検討した。
- ⑦ 延滞金について、延滞金に関する業務マニュアルの閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、延滞金が賦課・調定されているかどうか、減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されているかどうかについて検討した。
- ⑧ 債権移管について、債権移管に関する業務マニュアルや債権移管実績に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、所定の債権移管手続の流れに沿って事務が執行されているかどうか、市全体として収納課への債権移管手続は滞納未収金の解消にとって効果的なものとなっているかどうかについて検討した。
- ⑨ 現金徴収について、現金徴収に関する業務マニュアルの閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、現金（郵便為替証書等現金同等物を含む）の徴収事務が網羅的に把握され、必要な内部統制が構築されているかどうかについて検討した。
- ⑩ 還付事務について、還付事務に関する業務マニュアルや還付実績一覧の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、還付事務を適切に執行するためにどのような仕組みが整備され、運用されているのかどうかについて検討した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 現年度課税の高額滞納案件の管理について

市は現年度課税の案件のうち、高額滞納案件（100万円以上）については重点的に管理を行っており、課内で各担当者からヒアリングを行い、今後の方針を決定した上で対応を行っている。

そのため平成 26 年度の現年度課税の高額滞納案件（100 万円以上）の全 22 件から無作為に 5 件を抽出し、徴収事務の有効性・効率性を高めるために、現年度課税分に重点をおいた適切な事務がなされているかどうかについて調査を実施した。

その結果、抽出したサンプルについては、徴収事務の有効性・効率性を高めるために、現年度課税分に重点をおいた適切な事務がなされており、不適切な対応が取られている案件は認められなかった。

## ②過年度課税の高額滞納案件の管理について

市は過年度課税の案件のうち、高額滞納案件（200 万円以上）については重点的に管理を行っており、課内で各担当者からヒアリングを行い、今後の方針を決定した上で対応を行っている。

そのため平成 26 年度の過年度課税の高額滞納案件（200 万円以上）の全 106 件から無作為に 5 件を抽出し、高額滞納案件に対する徴収事務が適時・適切に実施されているかどうかについて調査を実施した。

その結果、抽出したサンプルについては、高額滞納案件に対する徴収事務が適時・適切に実施されており、不適切な対応が取られている案件は認められなかった。

## ③現金徴収の手続について

訪問徴収による納税者からの現金徴収は行っていないものの、現金等による収納が発生する場合として以下の 5 つがある。

- (i) 窓口で現金を受領し収納日の当日に金融機関に払い込む
- (ii) 窓口で現金を受領し収納日の翌日に金融機関に払い込む
- (iii) 現金書留により現金を受領する
- (iv) 証券を受領する（郵便振替払出証書等）
- (v) 先日付小切手や手形を受領する

市では、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて職員による退職所得に係る市県民税の横領事件が発生したことを受けて、マニュアルの整備を行っている（横領事件は上記(iv)の場合）。

(ア) 先日付小切手や手形を受領する場合のマニュアルについて（意見）

上述の(i)から(v)のうち、(i)から(iv)についてはマニュアルが作成されているものの、(v)先日付小切手や手形を受領する場合のマニュアルが作成されていなかった。

先日付小切手や手形は、郵便振替払出証書と同じく換金価値があり、比較的容易に換金することができるため、マニュアルを作成し、それに従った適正な管理を行うべきである。

(イ) マニュアルに沿った運用の徹底について（結果）

上述の(i)から(iv)について、マニュアルに沿った運用がなされているかどうかを検証するため、平成26年度の証憑の通査を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

(i)	検出事項はなかった。
(ii)	検出事項はなかった。
(iii)	・「書留等受領簿」には、「確認票」を添付し、「確認票」に徴収担当者による現金書留の受領印及び徴収担当係長による納付確認印を押印することになっているが、「確認票」が添付されず、徴収担当者による現金書留の受領印及び徴収担当係長による納付確認印が漏れているものが1件検出された。
(iv)	・「証券管理簿」には、領収書を特徴義務者へ送付した日付を記入することになっているが、記入が漏れているものが1件検出された。 ・「証券管理簿」には、払込完了後に課長が当該状況を確認し、確認印を押印することになっているが、押印が漏れているものが1件検出された。 ・「書留等受領簿」、文書収発室の受け取り票（受領印を押したもの）及び「確認票」の整合性チェックを課長補佐が月に1回行うことにより、不正な現金の取扱いがないかどうか（現金書留や証券の抜き取りが行われていないかどうか）を確認することになっているが、確認証跡が残されていなかった。

過去に横領事件のあったのはパターン(iv)であり、パターン(iv)からは3点の事項が検出された。

市担当者からは、押印漏れや記入漏れであり、確認行為自体は行われていたとの回答を得ているが、証跡が残されていない以上、第三者が客観的に検証を行うことは困難である。

例えば、月に1度、押印漏れや記入漏れがないかどうかのモニタリングを行い、確認行為自体が漏れている場合には即時に確認を実施すべきであ

り、単なる押印漏れや記入漏れである場合には即時に押印や記入を実施すべきである。

過去の横領事件のような不祥事を二度と繰り返さないためにも、マニュアルに沿った厳格な運用を徹底すべきである。

なお、過去の横領事件の概要については、以下のとおりである。

【「市県民税に係る業務上横領事件の調査報告書（平成 24 年 3 月 9 日）」  
（抜粋）】

## 2 退職所得に係る市県民税の納入の仕組み

退職所得に係る市県民税は、通常市県民税のように市民税課において賦課決定し、納税義務者に税額決定通知書を送付し、その後に納税義務者において納付されるという手順がとられるのではなく、給与支払者等の特別徴収義務者が税額計算を行い退職所得等の支払いの際に特別徴収して、翌月の 10 日までに納入申告書を提出するとともに納入する手順がとられるものです。

その退職所得に係る市県民税の中には、企業年金制度との関連で、信託銀行が事業主から預かった資金を運用して、その退職者に対し税制上退職所得扱いとなる給付金を何回かに分けて支払うものに係るものがあります。その納入は、信託銀行から市会計管理者の銀行口座へ直接振り込まれるのではなく、ゆうちょ銀行からの郵便振替払出証書の送付によってなされます。この場合、同証書は納税課に送付され、納税課職員が受領した後、郵便局において換金し、会計管理者口座へ入金するという仕組みがとられていました。本件横領事件は、この換金の過程で起きたものです。

## 10. 滞納整理事務

### (1) 概要

#### ①滞納繰越額の推移

平成 24 年度から平成 26 年度の滞納繰越額の推移は次のとおりである。

(単位：百万円、%)

年度	区分	調定額	収入 済額	収入 未済額	不納 欠損額	還付 未済額	収納率
平成 24 年度	現年	48,604	47,929	709	-	34	98.61
	滞納	2,608	570	1,937	100	0	21.87
	合計	51,212	48,499	2,646	100	35	94.70
平成 25 年度	現年	49,012	48,327	715	-	30	98.60
	滞納	2,635	603	1,937	94	0	22.89
	合計	51,647	48,931	2,653	94	30	94.74
平成 26 年度	現年	50,429	49,783	672	0	26	98.72
	滞納	2,643	597	1,946	98	0	22.62
	合計	53,073	50,381	2,619	98	26	94.93

#### ②滞納整理事務の体制

滞納整理事務に関する収納課の組織体制は、「第 3. 監査対象の概要

1. 市税の概要 (5)事務分掌」に記載したとおりである。

#### ③他中核市比較

市と同程度の中核市における、平成 26 年度の比較結果は次のとおりである。市では、滞納整理事務に携わる徴収人員が少なく、1 人あたりの受け持ち滞納者数が多いことが窺える。

(単位：人、%)

	総滞納者数	徴収人員	1 人当たりの 受け持ち滞納者数	収納率
大津市	18,508	12	1,542	94.93
奈良市	18,658	12	1,554	93.30
郡山市	17,669	20	883	93.86
高槻市	7,241	21	344	97.86

(※) 徴収人員は滞納整理事務に携わっている担当者的人数

(※) いわき市は集計なし

#### ④滞納処分手続

納期限までに完納されずに滞納となっている場合には、裁判上の手続を経ることなく、滞納者の財産を差し押さえ、換価し、もって納税者から納付がなされた場合と同様の効果を持たせることができる。

##### (ア) 差押え

##### (i) 過去5年間の差押えの状況

平成22年度から平成26年度までの差押実績の推移は次のとおりである。

(単位：件、百万円)

財産別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	328	372	490	467	285	138	375	248	601	447
債権	1,198	1,113	1,582	994	1,144	484	708	289	1,095	314
動産	17	41	13	37	3	5	1	4	2	0
計	1,543	1,527	2,085	1,499	1,432	627	1,084	543	1,698	762

(注) 金額は差押対象の滞納税額(本税)である。

##### (ii) 過去5年間の債権差押えの状況(債権別)

平成22年度から平成26年度までの債権差押えの実績の推移は次のとおりである。

(単位：件、百万円)

財産別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	969	823	1,392	577	1,025	282	548	193	937	223
給与	40	26	87	48	75	32	84	26	70	22
年金	12	15	15	17	9	4	29	9	20	3
生命保険	158	163	58	59	22	30	25	33	51	48
その他	19	84	30	291	13	133	22	25	17	17
計	1,198	1,113	1,582	994	1,144	484	708	289	1,095	314

(注) その他には、確定申告の還付金、売掛金、出資金、賃料等が含まれる。

##### (iii) 過去5年間の換価による徴収の状況

平成22年度から平成26年度までの換価による徴収実績の推移は次のとおりである。

(単位：件、百万円)

財産別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	-	-	-	-	1	1	2	38	-	-
債権	998	93	1,367	104	983	75	561	87	734	69
動産	9	0	16	0	2	0	1	0	1	0
計	1,007	94	1,383	105	986	77	564	125	735	69

(イ) 分割納付

(i) 意義

やむを得ない事情により一括納付が困難な状況にある者のみを対象とした任意の納付方法である。

(ii) 分割納付の状況

平成 22 年度から平成 26 年度までの分割納付の状況は次のとおりである。分割納付を推進している訳でないが、差押えなどの滞納整理事務に積極的に取り組んだ結果、分割納付件数は増加傾向にある。

(単位：件)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1, 616	1, 874	2, 111	2, 374	2, 632

※各年度末における分割納付中の人数

(ウ) 滞納処分の執行停止

(i) 意義

執行停止とは、一定の事由があると認められる場合に、申請を要することなく、徴収側の決定により、滞納者の納税義務を将来に向かって消滅させる制度である。

(ii) 滞納処分の執行停止のための要件

滞納者が、次のいずれか 1 つに該当するときは、滞納処分の停止をすることができる。

・滞納処分をすることができる財産がないとき

差押可能な債権（預金、生命保険、給与、年金、賃料等）、有価証券、不動産及び換価可能な動産がない状態。給与や年金でも差押禁止金額以下の場合や、優先する債権により配当が見込めない不動産は、換価できないので「財産なし」に該当する。

・滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

差押えにより滞納者本人及びその世帯の生活が生活保護基準以下になると見込まれる状態。適法な差押えであっても、それによって現実に生活の維持が困難になると判断されれば本事由に該当する。

- ・滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

滞納者が行方不明で、かつ財産も発見できない状態。滞納者の所在が判明していて財産がない場合は、上記要件（滞納処分をすることができる財産がないとき）に該当して執行停止できる。なお、滞納者が行方不明で財産がある場合は、本人不在のまま差押えできるので執行停止はできないが、この場合は換価可能な全ての財産を換価した後で執行停止する。

### (iii) 執行停止の種類

執行停止は、国税徴収法第 153 条（地方税法第 15 条の 7）の規定により行う処分であり、原則としては同条第 4 項の規定により、執行停止処分が即債権放棄となるのではなく、3 年後の状況に変化がなければ、その時に初めて不納欠損となる（3 年停止）。

ただし、同上第 5 項の規定により、3 年を待たずとも状況の改善が見込まれないことが明白な時は、執行停止処分を即不納欠損処分とすることができる（即時停止）。

### (iv) 執行停止の取消

執行停止後、債権放棄までに、内部資料（税の申告内容や住民票等）により執行停止の取消事由に該当等する事象が明らかになった場合には、執行停止処分の取消の必要性について検討する。

### (v) 過去 3 年間の執行停止の状況

平成 24 年度から平成 26 年度までの執行停止の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3 年停止	24,618	15,123	19,511
即時停止	36,997	9,929	11,021
総合計	61,615	25,052	30,533

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3 年停止	258	95	191
即時停止	74	81	57
総合計	332	176	248

## (エ) 不納欠損の状況

### 過去5年間の不納欠損の状況

平成22年度から平成26年度までの不納欠損の状況は次のとおりである。平成22年度、23年度に債権管理の適正化を行い、債権の整理を行ったため、金額が多くなっている。平成24年度以降は、一定の整理がなされたため、ほぼ平準化している。

(単位：千円)

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
期間満了	879	16,897	477	9,654	357	7,961	96	2,491	306	4,725
即時消滅	1,805	183,116	1,839	103,067	834	42,574	555	8,316	456	11,388
時効	6,416	65,831	5,212	49,202	4,993	50,460	6,318	83,776	6,748	82,745
合計	9,100	265,844	7,528	161,923	6,184	100,995	6,969	94,583	7,510	98,858
時効のうち未処分の時効(※)	-	-	-	-	-	-	5,953	80,555	6,083	74,024

(※) 滞納処分の執行停止を行うこともなく、また、時効中断を行うこともなく、5年経過し、時効により消滅している案件である。平成25年度から滞納整理システムで集計している。

## (2) 実施した監査手続

- ① 財産調査の手法について、財産調査に関する業務マニュアルの閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、滞納処分を効果的かつ効率的に実施するために、どのような財産調査が選択され実施されているかどうかについて検討した。
- ② 事務の優先順位について、滞納整理事務に関する業務マニュアルや滞納案件一覧の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、限られた人員で最大の収納効果を生むために、滞納整理事務の対象事案の優先順位付けがどのように行われているかどうかについて検討した。
- ③ 滞納処分について、滞納案件一覧の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、合理的な理由がなく滞納処分が保留されている事案がないかどうかについて検討した。

- ④ 給与特別徴収に関する滞納案件一覧の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続が厳格に行われているかどうかについて検討した。
- ⑤ 執行停止について、執行停止に関する業務マニュアルや執行停止実績の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、執行停止に至るプロセスが適切に設定されているかどうか、執行停止後不納欠損に至るまでの流れの中で、納税義務者の資力を再検討するプロセスが組み込まれているかどうかについて検討した。
- ⑥ 不納欠損処理について、不納欠損台帳の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、不納欠損処理が適時に行われているかどうか、不納欠損処理事案の中に、未処分事案が含まれていない、あるいは未処分とするための方針が定められているかどうかについて検討した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 財産調査の実施状況を確認できる一覧の出力について（意見）

財産調査については、財産調査を実施した結果を滞納整理システムへ経過記録として入力しているが、滞納整理システムからは、財産調査の実施状況について一覧で出力する機能がない。

そのため、徴収担当者が財産調査を適時に実施しているかどうかを、一覧等により上位者が効率的に確認することができない。現行のシステムでは、案件毎に画面を開かないと財産調査の状況を確認することができないため、多数の滞納案件について上位者が確認することは実務上困難であり、担当者に委ねざるを得ない状況となっている。

現行システムの改修には費用が発生することが想定されるため、費用対効果を勘案した上で判断することになると考えられるが、少なくとも、次期システムを導入する際には、次期システムの要件として仕様に盛り込むことが必要である。

#### ② 少額案件の管理について（意見）

市では、滞納整理事務に関し、現年度課税と滞納繰越に担当者を分けており、地区ごとに担当者を決めている。現年度課税担当者の1人当たりの担当件数は約2,100件、滞納繰越担当者の1人当たりの担当件数は約

2,500件であり、他市と比較しても1人当たりの業務量は非常に多くなっている。

各担当者は高額滞納案件（現年度課税であれば100万円、滞納繰越であれば200万円）についての対応に加えて、少額案件についての対応も行うことが求められている。少額案件は、1件当たりの金額は小さいものの、督促状の発送、催告、財産調査、差押等の滞納整理事務には一定の時間を要するため、決して業務量が少ないものではない。高額滞納案件に重点的に取り組む一方で、課税の公平性の観点からは、少額案件についても網羅的かつ効率的な事務を行う必要がある。しかしながら、担当者の人員不足もあり、網羅的かつ効率的な事務を十分には行えていないのが現状である。

現年低額滞納者への電話催告、交渉内容の入力、各種文書の発送作業補助、財産調査の書類作成補助などの定型的な事務作業については、委託・派遣方式や直営・アルバイト方式を採用してコールセンターを導入している他市事例がある。これにより、導入についての事務経費を確保し、市の職員は差押等の滞納処分業務に専念することを実現している。

市においても、他市事例等を参考に、限られた人員体制の中で課税・徴収を適正に行い、事務執行を効率化していくための取組を推進することが必要である。

### ③給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続について(結果)

所得税を徴収している事業主は特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない。事業主が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、納期限内に納税しなければならない。事業主は事業不振などを理由に納入しないことは認められておらず、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった場合は、業務上横領に類似するものとして罰則規定が設けられている。

特別徴収義務者に滞納がある場合に、滞納処分の対象となるのは特別徴収義務者である事業主であり、直接的に納税義務者である従業員に滞納処分は行われることはない。従業員が、金融機関等の融資や公的な申請において、納税証明書の提出が求められることがあるが、特別徴収義務者の滞納がある場合、納税証明は発行されず、従業員が不利益を被ることになる。

以上より、給与特別徴収に係る特別徴収義務者に対しては、他の滞納者と比べ、より厳しく重点的に接する必要がある。市では、特別徴収義務者

に対する徴収手続は、他の滞納者と比べ厳しい折衝を行うようにしているものの、基本的には他の滞納者と同様の扱いとしている。

普通徴収から特別徴収への切替え促進に関する取組を積極的に行っており、将来的には、給与特別徴収に係る滞納事業者の管理の重要性が増してくると考えられる。

滞納案件については、高額案件を対象に課内でヒアリングを行い重点的に管理している。重点的に管理を行う滞納案件の選定にあたっては、金額だけではなく、質的な重要性を加味し、特別徴収義務者の滞納案件についても重点的に管理することが必要である。

#### ④不納欠損リストによる時効対象案件への対応について（結果）

欠損該当者一覧表（不納欠損になる該当者の一覧）から任意の5件を抽出し、不納欠損に至るまでの滞納整理事務の適切性を検討した結果は次のとおりである。

対応に問題がなかったもの	4件
対応に問題があったと認められるもの	1件
合計	5件

対応に問題があったと認められるものについての状況は次のとおりである。

税目	固定資産税
滞納金額	372,700円
うち平成26年度不納欠損額	61,200円
生年	明治30年
住民区分	死亡

また、経過の概要については、次のとおりである。

年月	内容
平成18年5月	平成17年度分固定資産税を納付
平成19年10月	昭和63年に死亡していることを把握
平成24年4月	平成23年度不納欠損処理実施
平成25年4月	平成24年度不納欠損処理実施
平成25年6月	資産税課へ現所有者課税を依頼

平成 19 年に納税義務者が死亡していることを把握してから、資産税課へ現所有者課税を依頼するまでに 5 年以上が経過している。死亡者名義での固定資産税の課税は、地方税法第 9 条の 2 第 4 項等の一部の場合を除き、当該課税は無効になると解されており、固定資産税を徴収するためには、相続人等を調査した上で納税義務者を死亡者から現所有者等に変更し、改めて課税に係る手続を行うことが必要となる。当手続を行わなかった場合には、滞納処分にかかった事務が無駄になる、長期にわたって固定資産税の徴収が行えないといった問題が生じうる。

不納欠損リストによる時効対象案件についてサンプル調査をした範囲内では死亡者課税であることが認められた案件は 1 件のみであったが、滞納整理を行う際に、他にも死亡者課税が発生している不納欠損対象案件がないかを定期的に確認すべきである。また、滞納整理事務を執行する過程で、死亡者課税であることが判明した場合には、課税課へ適時に連絡を行い、現所有者等への課税を依頼し、徴収事務を長期に渡って停滞させないことが必要である。

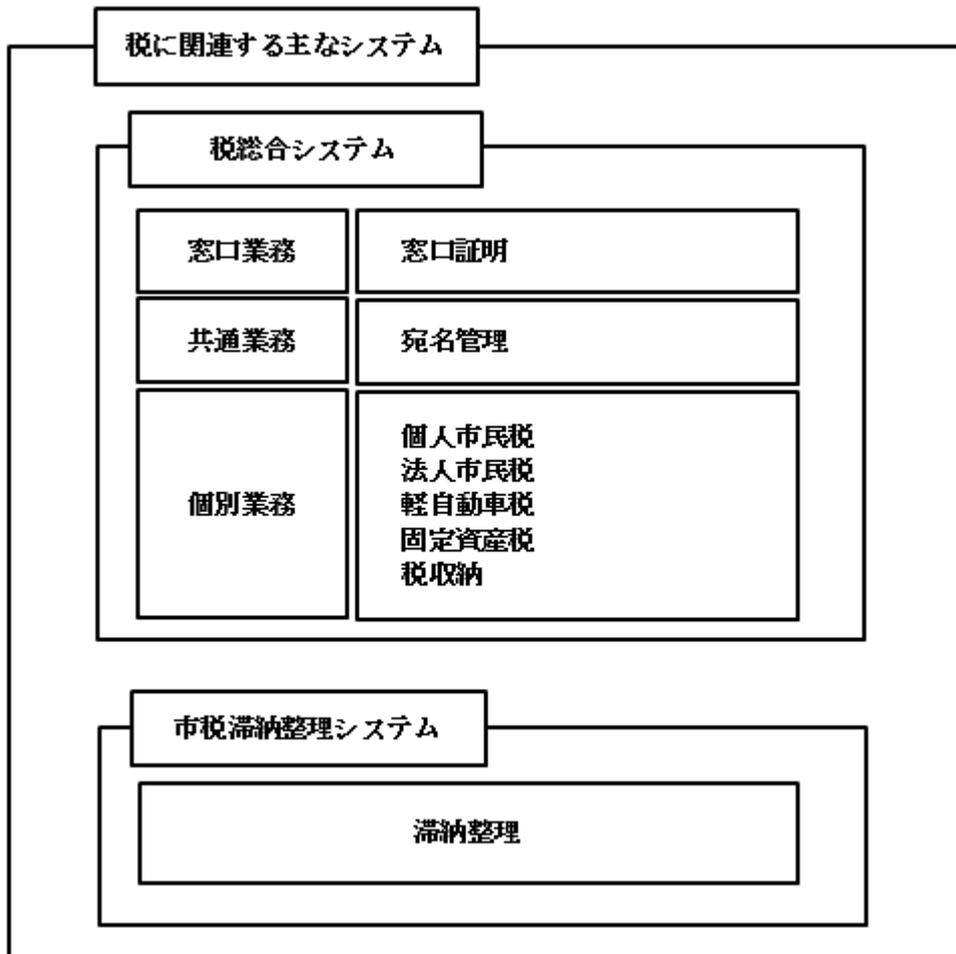
そもそも、課税課である資産税課において、死亡者に対する課税の解消が困難であることに原因があると考えられる。市外での死亡者の把握が困難であること、死亡時の相続関係の調査に係る事務が煩雑であるなど、死亡者課税については課題も多いのが実態である。こうした実態を踏まえて、収納課と資産税課は連携を密にし、適正公正な事務執行を行うべきであり、死亡者課税解消に向けた取組を推進することが必要である。

## 11. 税システム

### (1) 概要

#### ①税に関連する主なシステムの概要

税に関連する主なシステムの概要は次のとおりである。



#### ②税システムの障害管理状況

税総合システムの障害管理については、政策調整部情報システム課が主管しており、障害管理表等による管理がなされている。

#### ③市税情報の機密性

##### (ア) 関連規程類

市税情報の機密性に関連する主な規程類は次のとおりである。

規程名称	内容
大津市個人情報保護条例	個人情報の取扱いを定めた条例である。
大津市情報システム管理運営に関する基準	情報システムの利用及び適正な管理について定めた基準である。
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティにおける基本的な考え方を定めた「基本方針」、及び基本方針に基づき、全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定めた「対策基準」から構成される。全ての職員等及び外部委託業者は、業務の遂行にあたって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

#### (イ) 税総合システムの権限設定

職務分掌に応じて利用できる権限を制限できる仕組みになっており、課毎に権限設定を行っている。例えば、収納課では、情報管理担当者（収納課管理係長）が係の業務ごとに、検索、更新の権限を設定しており、収納課であれば、課税課の業務（固定資産税等）については検索のみが可能であり、更新できないように設定されている。

#### (ウ) 市税滞納整理システムの権限設定

職務分掌に応じて利用できる権限を制限できる仕組みになっており、収納課徴収係の保守担当者が職務分掌に応じて権限設定を行っている。利用しているのは徴収係であり、役職に応じて更新可能な項目が異なるように設定されている。

### (2) 実施した監査手続

- ① 税システムの安定性について、組織図及び障害台帳の閲覧並びに担当者へのヒアリングを行い、システムの稼働は安定しているか、安定稼働を担保するための管理体制が構築されているかどうかについて検討した。
- ② 事務の効率化について、税総合システム及び滞納整理システムの操作マニュアルの閲覧、税総合システム及び滞納整理システムの各種メニュー画面の実機観察並びに担当者へのヒアリングを行い、税システムは、事務の効率化に貢献しているかどうか、仕様が想定と異なり、現在の業務フローに適合していないために、事務の効率化を阻害していないかどうかについて検討した。

- ③ 市税情報の機密性について、市税情報の機密性に関する規程類の閲覧、税総合システム及び滞納整理システムの各種メニュー画面の実機観察並びに担当者へのヒアリングを行い、個人情報等市税情報の機密性を確保するためにどのような方法が執られているかどうか、税総合システムや滞納整理システムへのアクセスが適切にコントロールされているかどうかについて検討した。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 各種手続における網羅性を補完するための一覧出力機能について（意見）

現行のシステムでは、財産調査の状況を確認できる一覧が出力されないなど、各種手続における網羅性を補完するための一覧を出力できないものがいくつかある。そのため、担当者が自ら一覧を用いて手続漏れを発見することが困難だけでなく、上位者にとっても、1件ずつ画面を照会して確認することは実務上困難であり、漏れなく確実に事務が執行されているかどうかを効果的かつ効率的にモニタリングするのは困難な状況となっている。

現行システムの改修には費用が発生することが想定されるため、費用対効果を勘案した上で判断することになると考えられるが、少なくとも、次期システムを導入する際には、次期システムの要件として仕様に盛り込むことが必要である。

#### ② パスワードの定期的な変更について（結果）

「大津市情報セキュリティポリシー 5-6 パスワード等の管理(1)パスワードの取扱③」では、パスワードを定期的に変更する旨が規定されている。

税総合システムや滞納整理システムへアクセスするまでの流れは次のとおりである。

(ア) パソコン端末への指紋認証

(イ) 共通事務処理システムへの ID 及びパスワードによる認証

(ウ) 税総合システム/滞納整理システムへの ID 及びパスワードによる認証  
(利用者ごとに業務上必要な権限設定がされている)

(イ)における共通事務処理システムについては、パスワードを3か月に1回変更することがシステム上強制される仕組みとなっている。一方、(ウ)における税総合システム/滞納整理システムについては、パスワードの変更は

システム上強制される仕組となっておらず、また、ユーザ側でパスワードを変更する運用も実施されていない。

税総合システム/滞納整理システムへアクセスするには、(ア)パソコン端末への指紋認証、(イ)共通事務処理システムへの ID 及びパスワードによる認証が求められており、かつ、税総合システム/滞納整理システムは税金に関係する部署の職員のパソコン端末からしか利用できない。そのため、全く、税金に関係しない部署の職員が税総合システム/滞納整理システムを利用することはできないように制限されている。

しかし、例えば、資産税課の職員のパスワードが漏洩し、収納課の職員がそのパスワードを知り得た場合、収納課の職員が資産税課の職員になりすまし、本来は業務上知り得ない情報へアクセスすることが可能となり、不正なアクセスが行われるおそれがある。

したがって、税総合システム/滞納整理システムについても、「大津市情報セキュリティポリシー 5-6 パスワード等の管理(1)パスワードの取扱③」に従い、パスワードの定期的な変更を行うべきである。